

巡查看守受驗案内

258

595

030245-000-2

特14-691

巡查看守受驗案内

秋野 沆/著

M41

BBA-0719



法典研究會編纂(主任法學士九尾昌雄)

改正日本六法講義

合本 全一冊

○半裝訂皮金文字入
○紙數二千三百頁
○總振假名付
○正假名
○小包料十二錢

內容(憲法、商法、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法、刑法)

其れ人々相集りて一國家を形成するや其を統治するに必要なる機關なかるべからず、其必要機關として制定せられたるものは法律なり、實に法律は國家統治の根本機關たり、苟も今日文明の社會に生存し獨立自主の生活をなさんとするものは貴賤貧富に關らず少くも法律一般を知り居らざるべからず。

法律なるものは其範圍至て廣く其學理頗る深遠なれば到底一朝一夕に研究し得らるゝものにあらずと雖も法律一般の法理解釋を廣く一般社會の人々知らしむる必要あるを思ひ、弊堂茲に憲法、商法、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法、刑法に付て夫々當代知名の諸大家に執筆を乞ひ之を發刊することなれり、其講述明晰、行文流暢にして何人にも一見通曉し易く爲めに此書を通覽する時は身親しく良師に就いて聞くの感あり、世の通學の便りと時機を失へる人は勿論其他常に法律に親炙すべき諸官吏、各種の實業家并に法學研究の學生諸士は必ず一本を座右の好伴侶とし、法律一般を知るの用に供し或は他日深遠の法理を採るの階梯とせば蓋し裨益るす所多大なるものあらむ、見よ該講義が初めて出版せられて以來好評噴々二三年にして版を重ねると七度以て其聲價を知るべし今や大に改訂増補する所あり、江湖諸君の春願に報いんが爲め豫約方法を以て特別に減價發賣せんとす、乞ふ積々申込あらんとを左に本書中の一二を摘記し以て見本に供せん。

巡査看守受取案内

明治
41. 6. 3
丙午

巡查看守受験案内

著者 法學士 秋野 沆

特 14
691

第一章 巡查看守受験問答

第一節 刑法ノ部

問題 刑法トハ如何ナル法律ナルヤ

答 案

左ノ如ク言フコトヲ得ベシ

- 一、刑法トハ犯罪ナル一定ノ行爲ニ刑罰ナル法律的效果ヲ附與スル法規ヲ謂フ故ニ刑法ノ一半ハ犯罪學ニシテ他ノ一半ハ刑罰學ナリ
- 二、刑法ハ公法ナリ刑罰ハ國家ト犯人トノ關係ナルヲ以ナリ固ヨリ

・犯罪ハ個人ニ對スル義務ノ違反ヨリ生スル場合アリト雖モ其違
 犯ヨリ生スル處罰上ノ關係ハ公的ニシテ私的ニ非ス親告罪ノ制
 度ニ於ケル告訴ハ單ニ訴追要件タルニ止リ犯人ト告訴人トノ間
 ニ何等ノ法律關係ヲ認メタルモノニアラサルナリ

問題 犯罪ノ意義如何

答 案

現行刑法ハ近世諸國ノ立法例ト同ク特ニ犯罪ノ定義ヲ示サ、ルカ故
 ニ總テノ規定ヲ分拆シ犯罪ノ成立ニ必要ナル諸種ノ原素ヲ綜合シテ
 其意義ヲ知ルノ外ナシ而シテ是等ノ原素ハ之ヲ一般ノモノト特別ノ
 モノトニ區別スルコトヲ得ルモノトス一般要素トハ諸種ノ犯罪ニ共
 通ナル要素ニシテ特別要素トハ個々ノ犯罪ニ固有ナル要素ヲ云フ
 一般要素ト特別要素トハ犯罪ノ成立ニ關シテ毫モ其價值ヲ異ニスル
 モノニアラス即チ一定ノ犯罪ノ成立ニハ一般要素并ニ特別要素ノ存

立ヲ前提トスルニアラサルハ成立スルモノニアラズ然レトモ特別要
 素ハ一定ノ種類ノ犯罪ノ成立ニ欠ク可ラサルモノニシテ一々之ヲ説
 明スルハ至難ノ業ニシテ且ツ犯罪ノ意義ヲ説明スルニ於テ毫モ其要
 ヲ感セサルヲ以テ茲ニハ一般要素ヲ説明シ以テ本問ニ答ヘントス
 一般ノ要素左ノ如シ

素

- 一、意思ノ發動タル外部ノ舉動即チ行爲アルコトヲ要ス(實體的要
 素)
- 二、行爲カ有責ナルコトヲ要ス(主觀的要素)
- 三、行爲カ違法ナルコトヲ要ス(法律的要素ノ一)
- 四、行爲カ犯罪タルニハ法律ニ於テ之ニ對スル刑罰制裁ノ豫定アル
 コトヲ要ス(法律的要素ノ二)

以上ノ四個ノ要素ヲ以テ各種ノ犯罪ニ共通ナル一般的ノ構成要素ト
 ス犯罪ハ此要素ト各個ノ犯罪ニ固有ナル特別要素トヲ具備スルニ因

リテ始テ成立ス

以上ノ所論ニ從ヒ一般的ニ現行法上ニ於ケル犯罪ノ定義ヲ下ストキハ左ノ如シ

一、犯罪トハ刑罰ヲ科セラレタル有責違法ノ行爲ナリ

問題 犯罪ノ主體ハ如何

答 案

近世ノ法律思想ニ於テハ人ニアラサレハ犯罪ノ主體タルコトヲ得サルモノトス往時ノ法律ニ於テハ人ニ對シテ害ヲ加ヘタル獸類ヲ處罰スルノ手續アリタレトモ現今ニ於テハ獸類ヲ犯罪ノ主體ト認ムルコトナシ特ニ現行法ニ於テハ犯罪ノ主體タルコトヲ得ルモノハ自然人ノミニシテ法人ハ此能力ヲ有セサルヲ原則トス殊ニ普通刑法ニ於テハ此原則ニ對シテ例外ナシ唯特別刑法ニ於テ法人ヲ處罰スル規定アルノミ故ニ犯罪ノ主體タルコトヲ得ルモノハ自然人ニ限ルコトヲ以

テ原則トス例外トシテ法人モ犯罪ノ主體タルコトヲ得ルモノトス

問題 犯罪ノ客體トハ如何

答 案

犯罪ノ客體ナル語ニ二義アリ一ハ被害法益ナリ他ハ被害者ナリトス

問題 行爲トハ何ソヤ

答 案

行爲トハ人ノ意思ニ歸スヘキ身體ノ動靜ナリ換言スレハ人類ノ意思ノ外部的發動ヲ謂フ

一、行爲ノ主體ハ人ナラサル可ラス故ニ人以外ノ動物ノ運動又ハ風

雨震雷等ノ如キ自然現象モ亦行爲ノ觀念ニ屬スルコトヲ得サル

ナリ

二、行爲ハ人ノ意思作用ニ基ク身體ノ動靜ナリ故ニ抗拒スヘカラサ

ル外部的強制ニ因ル身體ノ動靜ハ行爲ニアラス又熟眠若クハ熟

醉中ノ無意識狀態ニ於ケル身體ノ動靜及ヒ有意識狀態ニ於ケル身體ノ動靜ノゴトキハ意思作用ニ基クコトナク直接ニ感覺神經ニ其影響スル刺戟ニ基クモノハ行為ニアラサルナリ

問題 因果關係ヲ概説スヘシ

答 案

犯罪ナル一定ノ行為ニ刑罰ナル法律上ノ效果ヲ附與スルニハ其犯人ノ行為ニ基因スル外界ノ影響ナカルヘカラズ此外界ノ影響ヲ稱シテ結果ト云フ而シテ此因果關係ノ存在ハ結果ニ對スル事實上ノ引責理由タルニ止リ即チ客觀的關係ニシテ主觀的關係タル有責能力者ノ行為カ此結果ヲ發セシメタルトキ始メテ犯罪トシテ法律上ノ效果刑罰ヲ附與スルニ至ルモノナリ

問題 行為ノ態様如何

答 案

行為ハ之ヲ別チテ作為(積極舉動)及ヒ不作為トス(消極舉動)蓋シ人ノ行為ハ之ヲ積極的ニ觀察スルトキハ動作ニシテ之ヲ消極的ニ觀察スルトキハ靜止ナリ人ノ身體ハ常ニ何等カノ狀態ニアルカ故ニ一定ノ行為カ作為ナリヤ不作為ナリヤハ絶體的ニ之ヲ定ムヘカラス結果其他ノ事情ニ對シ相對的ニ之ヲ定メサルヘカラサルナリ

問題 消極行為ニヨリ罪ヲ犯スコトヲ得ルヤ

答 案

消極行為ニ依リ成立スル犯罪ヲ學問上之ヲ稱シラ不作為犯ト云フ而シテ刑法ノ規定ニハ或ル行為ヲ命令スルモノト禁止スル者トアリテ此命令ニ違背スル犯罪ハ常ニ消極行為即チ不作為爲法律カ要求スル結果ヲ發生セシムルカ爲メニ身體ヲ發動セサル行為ニ依ラサレバ之ヲ構成スルコトヲ得ス此種ノ犯罪ヲ純正不作為犯ト云フ次ニ禁止ニ違背スル犯罪ハ必スシモ積極行為即チ作為ニ依ルコトヲ要セス不作為

モ亦一定ノ條件(作為ヲ爲スヘキ義務ニ違犯スルコト)ノ下ニ此ノ罪ヲ
構成スルコトヲ得此ノ種ノ犯罪ヲ稱シテ不純正ノ不作為犯ト云フ(不
純正不作為犯ヲ認メサルノ學者アリ)
以上ノ所論ヨリシテ消極行為ニ依リテ犯罪ノ構成ヲ見ルコトヲ得ル
モノト斷定セサルヘカヲサルナリ

問題 不作為犯ニ因果ノ關係アリヤ

答 案

本問不作為ニ因果ノ關係存スルヤ否ヤニ付テハ學者間ノ所說一定セ
サル所ニシテ或ハ不作為ノ場合ニハ作為ノ場合ト違ヒ單ニ義務ニ違
反シテ結果ノ發生ヲ防止セスト云フ關係アルニ過キスシテ作為ノ如
キ因果ノ關係ナキモノトノ說ヲ爲スアリ或ハ作為ト同シク因果ノ關
係アリトスルモノアリ余ハ不作為ノ場合ニ於テモ因果ノ關係アルモ
ノトノ說ヲ主張セントス蓋シ不作為トハ身體ノ靜止ノ狀態ヲ云フモ

ノニシテ此ノ靜止ノ狀態モ又行為ト云フコトヲ得ヘシ此ノ行為カ原
因トナリテ一定ノ結果ノ發生シタルトキニ於テハ因果關係アリト云
フコトヲ得ヘク而シテ因果關係ノ概念ハ推理ニ外ナラサレハナリ

問題 責任能力トハ何ソ

答 案

責任能力トハ犯罪ノ主體トナルノ適格ナリ而シテ責任能力ハ知覺ニ
關スル精神作用ノ成熟シ且ツ健全ナル人ニ存スルモノニシテ觀念ノ
内容ト源動力ハ責任能力ノ實質ヲ爲スモノナリ要スルニ意思能力ナ
キモノハ責任能力ナク意思能力ト責任能力トハ常ニ一致スルモノナ
リ

問題 幼者ヲ責任無能力者ト爲シタル理由如何

答 案

一定ノ行為カ有責タルカ爲メニハ行為者カ是非ノ辨別力ヲ有スルコ

トヲ要スルノ結果トシテ精神状態ニ於テ障碍アリテ是非ヲ辨別スル
 智能ヲ有セサルモノ、行為ハ有責タルコトヲ得ス而シテ幼者ハ一般
 ニ其精神ノ不成熟ナルモノトシテ此智能ヲ欠クモノトナシ法律ニ於
 テ之ヲ責任無能力トナシタル所以ナリ舊刑法ニ於テハ之ヲ三段ニ別
 テ過渡ノ時期及ヒ疑問ノ時期ヲ認メタレトモ新刑法ニ於テハ第四十
 一條ニ於テ幼者ハ十四歳未満ノ者ト十四歳以上ノ者トニ區分シ十四
 歳未満ノ者ハ絶體ニ責任能力ヲ有セルモノトナシタルナリ

問題 犯意トハ何ソ及ヒ其能様ヲ示セ

答 案

犯意トハ行為ノ反社會性即チ危險性及ヒ違法性ヲ認識シテ其行為ヲ
 敢テスルノ決意ナリ故ニ犯意ハ認識及決意ヨリ成立スルモノニシテ
 罪トナルヘキ事實ノ認識及ヒ動作ノ意思ヨリ成ルモノナリ

一 犯意ノ能様

犯意ニ確定ノモノト不確定ノモノトアリ本人カ具體的ニ事實ヲ
 認識スルトキ之ヲ確定ノ犯意ト云フ事實ニ對スル觀念カ不確定
 ナルトキ之ヲ不確定ノ犯意ト稱ス

二、不確定ノ犯意ヲ分チテ之ヲ二トス

(イ)概括的犯意

(ロ)未必ノ犯意

問題 事前ノ犯意及ヒ事後ノ犯意トハ如何

答 案

事前ノ犯意事後ノ犯意トハ即チ左ノ如シ

事前ノ犯意

事前ノ犯意トハ或ル犯罪ヲ既ニ遂ケタリト誤認シ其發覺ヲ妨ク
 ル爲メカ又ハ其他ノ目的ヲ以テ更ニ他ノ行為ヲ行フコトニ因リ
 テ初メテ前ニ豫見シタル犯罪事實ノ發生スル場合ヲ謂フ

二、事後ノ犯意

事後ノ犯意トハ犯意ナクシテ一定ノ結果ヲ生スヘキ行爲ヲ爲シタル後ニ至リテ犯意ヲ生シ以後不作爲ヲ爲スヲ謂フ

問題 過失トハ如何

答案

過失トハ認識シ若クハ豫見シ得ヘカリシ犯罪ノ構成要件ヲ認識セス若クハ豫見セサルコトヲ謂フ故ニ過失ノ成立要件ハ犯人ニ於テ認識シ予見スルコトヲ要ス且ツ認識シ豫見スルコトヲ得ヘカリシ事情ノ存スルコト及ヒ犯人カ不注意ニ因リ斯ノ如キ事情ニ關シ認識豫見ヲ欠キタルコトノ二條件ヲ必要トス而シテ此二條件ハ過失ノ概念ヲ構成スルタメ欠クヘカラサルモノナリ

問題 総テノ犯罪ニ過失犯ヲ罰スルヤ

答案

原則トシテ過失ハ刑事責任ヲ生スルコトナシ刑法上特別ノ明文アル場合ハ例之ハ過失殺傷失火過失ニ因ル溢水過失ニ因ル鐵道艦船妨害ノ如キ之ヲ處罰スルモノトス

問題 豫備ノ行爲トハ如何

答案

豫備トハ犯意ヲ實現センカ爲メニ爲スノ行爲ニシテ着手ニ至ラサルモノヲ謂フ而シテ豫備ノ行爲ハ原則トシテ罪トナラス之ヲ罪トスル場合ハ左ノ如シ

- 一、 豫備ノ行爲ヲ以テ正犯ヲ幫助シタル場合ハ從犯トシテ處罰ス
- 二、 皇室ニ對スル罪
- 三、 内乱罪ノ豫備ヲ爲シタル者
- 四、 外患ニ關スル罪
- 五、 放火罪ニ於テ豫備ノ行爲タルトキ
- 六、 貨幣及ヒ紙幣ノ偽造變造ノ用ニ供スル器械又ハ原料ヲ準備シタ

- 六、 兇器ヲ持テ殺シタル場合
- 七、 殺人罪ノ豫備行為アリタルトキ
- 八、 強盜ノ豫備ヲ爲シタルモノ

問題 未遂犯トハ如何

答 案

未遂トハ犯罪ノ實行ニ着手シ又ハ實行ヲ終結スルモ意外ノ障礙アリテ結果ヲ惹起スルニ至ラザリシ場合ヲ云フ而シテ二個ノ種別アリ

一、 着手未遂

實行ヲ終了スル能ハサル場合ヲ謂フ

二、 實行未遂(缺效犯)

實行ヲ終了シタルモ結果ヲ發生スル能ハザリシ場合ヲ謂フ

未遂ノ處罰ニ關シテハ舊刑法ニ於テハ重罪ノ未遂ヲ常ニ罰シ輕罪ノ未遂ハ特別ノ明文アル場合ニ限り之ヲ罰シ違警罪ノ未遂ハ之ヲ罰セ

ス而シテ之ヲ處罰スル場合ニ於テハ常ニ一等又ハ二等ヲ減ス新刑法ニ於テハ特別ノ明文アル場合ニ未遂ヲ罰スルモ之ヲ處罰スル場合ニ於テハ單ニ刑ヲ輕減スルヲ得ルニ止メタリ

問題 中止犯トハ何ソ

答 案

犯罪ノ中止ニ二種ノ態様アリ一ハ一旦實行ニ着手スルモ自ら其實行ヲ終結セサルモノニシテ他ハ一旦實行ヲ終結スルモ自ら其結果ノ發生ヲ妨止シタルモノナリ何レノ場合ニ於テモ結果ノ欠缺ハ犯人自己ノ意思ニ原因スルモノニシテ此場合ヲ稱シテ學問上中止犯ト謂フ而シテ結果ノ欠缺ハ犯人自己ノ意思ニ原因スルモノナルコトヲ以テ中止犯ノ特色トス

中止犯ノ處罰ニ關シテハ舊刑法之ヲ罰セサルモ新刑法ハ刑ヲ輕減又ハ免除スルモノトセリ

問題 不能犯トハ何ツ

十六

答 案

行為ノ性質上結果ヲ發生セシムルニ不能ナル場合ハ不能犯ト謂フ但シ區別ノ標準ニ關シテ三說アリ

一、客觀說

絶體的不能ト相對的不能トヲ區別シ一ヲ不能犯ト爲シ他ヲ未遂犯ト爲ス說ナリ

二、主觀說

曰ク未遂犯ヲ罰スルハ必スシモ結果ノ發生ヲ俟ツコトナク其行為自體ニ依リテ犯意ノ存在ヲ認知スルコトヲ得ルニ由ル果シテ然ラハ不能犯ノ觀念ハ犯人ノ主觀ニ付テ之ヲ論シ苟モ犯意ヲ遂行セント欲シテ行為ニ出テタル以上ハ總テ之ヲ未遂ナリト爲サハルヘカラスト

此說ハ結局不能犯ノ存在ヲ否認スルモノナリ

三、折衷說

犯罪事實ノ危險アル場合ニ之ヲ未遂犯トスヘク其危險ナキ場合ニ之ヲ不能犯ナリト

不能犯ノ處罰ニ關シテハ之ヲ罰セス但シ之レヲ罰スヘシトスル說アリ

問題 正當防衛行為ハ何故ニ違法阻却ノ原因トナルヤ

答 案

正當防衛ハ急迫不正ノ侵害ニ對シ自己又ハ他人ノ權利ヲ防衛スルタメ已ムヲ得サルニ出テタル行為ニシテ其性質上適法ナル爲メニ一般ノ場合ニ於テハ犯罪タルヘキ行為ノ違法性ヲ阻却スルモノナリ而シテ此行為カ適法ナリトセラル、法律上ノ根據如何ニ付テハ種々見解アリ

一、自然法ニ基クモノナリトノ説

二、不法ノ侵害者ハ自ラ法律保護ノ範圍ヲ脱スルカ爲メナリトノ説
 其他種々ノ見解アルモ余ハ左ノ見解ヲ以テ正當ナリト信ス

一、正當防衛ハ權利ノ本能ニ直接ノ根據ヲ有スルモノナリトノ説
 抑モ權利ヲ有スルモノハ法律ノ範圍内ニ於テ其不可侵ヲ主張シ侵害
 ヲ受クルニ當リテハ救済ノ手段ヲ有セサル可ラス保護スルコトヲ得
 ヘキハ權利ノ本質ナリ而シテ法律ハ一般ノ場合ニ於テハ公力ニ訴ヘ
 テ其保護ヲ全フスルコトヲ得ルモノトナシ一私人ノ腕力ニ依リテ自
 ラ之ヲ保護スルコトハ絶體ニ之ヲ禁止スルモノナリト雖モ危害急迫
 ニシテ公力ノ保護ヲ待ツノ適ナキ場合ニ於テハ徒ニ手ヲ拱ネテ害ノ
 至ルヲ待ツコトナク違法ナル侵害ニ對シテ權利自體ノ反發的活動ヲ
 爲スコトヲ正當ナリト認ムルモノニシテ法律カ斯ノ如ク正當ナリト
 認メタル行爲ノ適法ナルハ當然ナリト云ハサル可ラサルナリ

問題 正當防衛ノ成立要件如何

答 案

正當防衛ノ成立ニ要スル條件ハ即チ左ノ如シ

一、侵害ハ急迫ナルコトヲ要ス

二、侵害ハ不正ナルコトヲ要ス

問題 避難行爲トハ何ソ及ヒ其要件ヲ示セ

答 案

(新三八條舊七五二項參照)

避難行爲トハ物ノ狀態ヨリ生スル危險ニ對シ法益ヲ保全スル爲メニ
 爲ス行爲ヲ云フ而シテ其要件ハ即チ左ノ如シ

一、現在ノ危險ニ對スルコトヲ要ス

二、特定ノ法益ヲ保全スル場合ナルコトヲ要ス

法律ハ防衛セラルヘキ法益ノ種目ヲ擧ケテ生命、身體、自由及ヒ財

産トシタリ

三、已ムヲ得サルコトヲ要ス

但シ法律ハ此點ニ付テ重大ナル制限ヲ設ケ侵害的の法益ノ防衛的
法益ヲ超過セサルコトヲ必要トシタリ

問題

承諾ノ犯罪ノ成立ニ及ホス影響如何

答 案

承諾ハ犯罪ノ成立ヲ阻却スルコトアリ而シテ這ハ行爲ノ危険性ヲ阻
却スルカ故ナルコトアリ或ハ行爲ノ違法性ヲ阻却スルカ故ナルコト
アリ

承諾ハ如何ナル場合ニ於テ犯罪ノ成立ヲ阻却スルカハ各種ノ犯罪ニ
付キ其罪質ヲ論シテ後ニ定ル所ナリ一般ノ原則トシテ承諾ヲ以テ犯
罪ノ成立ヲ阻却スト説クモノアリ或ハ阻却セスト説クモノアリ然レ
トモ余輩ハ左ノ見解ヲ以テ正當トス

一、法益侵害カ特定ノ人ヲ害スルニ依リテ公共ニ害アルモノトセラ
ルル場合ト特定人ヲ害スルト相并テ公共ニ害アルモノトセラル、場
合トヲ區別シ前者ニ於テハ承諾ハ犯罪ヲ阻却スルモ後者ニアラテハ
然ラストナスモノナリ

問題 共犯トハ何ソ及ヒ其種類ヲ示セ

答 案

共犯トハ數人ノ共同加工ニ因リ全一罪ノ成立スルヲ謂フ一人單獨ニ
テ罪ヲ犯ス場合ニ對應スル觀念ニシテ犯罪ノ一態様ナリ其種類ハ即
チ左ノ如シ

一、共犯ヲ別チテ正犯及ヒ從犯トス而シテ其兩者ニ各有形的ナルモ
ノト無形的ナルモノトアリ有形的正犯ヲ實行正犯ト爲シ無形的
正犯ヲ教唆トス
無形的從犯トハ誘導指示其他無形的の方法ヲ以テ幫助スル場合ヲ

云フ有形的從犯トハ器具ノ給與其他有形的的方法ヲ以テ幫助スル
場合ヲ云フ

右ノ如クニシテ其犯ニハ實行正犯教唆犯及從犯ナル三種ノ態様ヲ生
スルモノナリ

問題 共犯ト身分關係ヲ説明スヘシ

(新六五、舊一〇七、一一〇條參照)

答 案

本問ハ左ニ區別シテ説明スヘシ

一、一定ノ身分ヲ以テ犯罪ノ成立要件トスル場合

此ノ場合ニ於テハ新刑法第六十五條第一項ハ之ヲ解決シタリ即
チ身分カ成立要件タル場合ニ於テハ身分ナキモノモ尙ホ共犯ト
シテ責任ヲ負フモノトセリ

二、一定ノ身分ヲ以テ刑罰ノ加減要件トスル場合

此ノ場合ニ於テモ新刑法第六十五條第二項ニ於テ之ヲ解決シタ
リ即チ加減要件タル場合ニ於テハ身分ナキ者ハ通常ノ刑ヲ受ク
ルモノトセリ

問題 共同正犯ノ犯意如何

答 案

共全正犯ノ成立ニハ共全ノ犯意アルコトヲ要ス即チ各協力者ニ於テ
自己ノ意思實行ト他ノ協力者ノ意思實行ト相待テ共同ノ結果ヲ惹起
スルコトヲ豫見シタルコトヲ要ス(共同ノ認識從テ共同ノ犯意ハ二個
ノ條件ヲ要ス即チ左ノ如シ)

一、罪トナルヘキ事實ノ認識

二、協力ノ認識

問題 間接正犯ト如何

答 案

共犯者ノ一人カ能力ヲ缺クカ或ハ犯意ヲ缺ク場合ニ於テ他ノ共犯者
 カ其犯罪事實ニ對スル地位ヲ稱シテ間接正犯ト爲スヲ通説トス
 即チ間接正犯トハ自ラ事ヲ行ハスシテ他人ノ行爲ヲ利用スルモノト
 爲スナリ例之ハ責任無能力者ヲ使喚シテ罪トナルヘキ行爲ヲ行ハシ
 メタル時ノ如キ又ハ犯罪事實ノ觀念ヲ有セサル者ヲ使用シテ自己ノ
 犯意ヲ遂行シタルトキノ如キ是レナリ

問題 教唆ヲ教唆シタル者ノ責任如何

新(六一、一項参照)

答 案

犯罪ノ教唆トハ故意ニ他人ヲシテ犯意ヲ生セシメ以テ犯罪ヲ犯スニ
 至ラシムルコトヲ謂フ而シテ法律ハ教唆ハ正犯ニ因リテ與ヘラレタ
 ル結果ニ對シテ原因ヲ爲シタルモノト認メス正犯カ獨立シテ與ヘタ
 ル結果ニ付テ正犯ニ附屬シテ其責ヲ負フモノトシテ特ニ之カ處罰ノ

規定ヲ設ケタリ然レトモ教唆ノ行爲ハ正犯ニ因リテ與ヘラレタル結
 果ニ對シテ全然因果ノ關係ナシト云フコトヲ得ス苟クモ結果ノ發生
 ニ付テ一ノ條件ヲ與フルコトニ關與シタルモノハ此結果ニ對シテ原
 因ヲ與ヘタリト云ハサルヘカラス即チ教唆モ正犯ニ因テ與ヘラレタ
 ル結果ニ對シテ一ノ原因ヲ與ヘラレタルコト疑ナシ然レトモ法律ハ
 此因果關係ノ中間ニ故意アル正犯ノ行爲カ介入シタルカ爲メニ此ノ
 因果關係ヲ中斷スト認メタルモノナリ

以上ノ理由ヨリシテ左ノ結論ヲ生スヘシ教唆ヲ教唆スルコトハ直接
 ニ正犯ヲ教唆スルト同シク何レモ正犯ニ依テ與ヘラレタル結果ニ對
 シテ條件ヲ與ヘラレタルモノニシテ間接教唆ノ中間ニ故意アル直接
 教唆者ノ介入スルコトハ教唆ノ成立ニ何等影響ナキコト明カナリ故
 ニ新刑法ハ第六十一條第二項ニ於テ之レカ處罰ノ規定ヲ設ケタルナ

問題 併合罪トハ何ソ

（新四五條乃至五五條舊一〇〇條乃至一〇三條參照）

答 案

併合罪ナル名稱ハ新刑法ニ於テ採用シタル名稱ニシテ舊刑法ノ所謂數罪俱發ナル名稱ト同シ而シテ併合罪トハ未タ確定判決ヲ經サル數罪ノ關係ヲ併合罪ト云フ

問題 犯罪ノ個數ヲ定ムル標準如何

（新五四條參照）

答 案

- 一、行為ノ個數ヲ以テ罪ノ個數ヲ定ムルノ說
- 二、違犯セラレタル法規ノ個數ヲ以テ罪ノ個數ヲ定ムルノ說
- 三、侵害セラレタル法ノ個數ヲ以テ罪ノ個數ヲ定ムルノ說

以上ノ諸說中余ハ第一說即チ行為說ヲ以テ其當ヲ得タルモノト信ス其理由即チ左ニ

犯罪トハ刑罰ヲ制裁トシタル有責違法ノ行為ナリ即チ犯罪ハ行為タルコトヲ要ス此ノ如ク犯罪ハ行為ナルカ故ニ罪ノ個數モ亦行為ノ個數ニ依テ定マルモノト云ハサルヘカラズ從テ單一ナル行為ハ單一ナル罪ヲ構成スルニ止ルモノナリ

問題 累犯トハ如何

（新五六條以下五九舊九一條以下九八條參照）

答 案

累犯ナル名稱ハ新刑法ニ於テ採用シタル名稱ニシテ舊刑法ノ再犯加重ニ該當ス而シテ累犯トハ確定判決ヲ經タル犯罪ト確實判決後ノ犯罪トノ關係ヲ累犯トス

問題 即時犯及ヒ繼續犯トハ如何

答 案

本問ハ左ニ區別シテ解答セン

一、即時犯

犯罪カ既遂ノ状態ニ達スルト同時ニ其状態ノ消滅スル犯罪ヲ謂フ

一、繼續犯

犯罪既遂ノ状態ニ至レル後ニ尙犯罪状態ノ繼續スル犯罪ヲ謂フ

問題 刑ノ執行猶豫トハ何ソ及ヒ要件如何

(新二五、二六、二七條參照)

答 案

刑ノ執行猶豫トハ判決確定ノ後或ル條件ノ下ニ其刑ノ執行ヲ猶豫スルヲ謂フ而シテ舊刑法ニ於テハ條件付特赦主義ヲ採リタルモ新刑法ニ於テハ條件付有罪判決主義ヲ採用シタリ其要件即チ左ノ如シ

一、前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ又ハ前ニ禁錮以上ノ

刑ニ處セラレタル事アルモ其執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得

タル日ヨリ七年以内ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル事ナキコト

但舊刑法ハ之ヲ十年以内トス

(新二五條二號參照)

二、三年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケタルトキ

(新二五條一號參照)

問題 内亂罪ノ構成要件如何

(新七七參照)

答 案

本罪ノ成立ニハ左ノ條件ヲ要ス

一、朝憲ヲ紊亂スルコトヲ目的トスルコト

二、暴動ヲ爲シタルコト

問題 公務執行妨害罪ノ成立要件如何

(新九五條參照)

答

本條ノ成立要件ヲ擧ケレハ即チ左ノ如シ

第一、公務員ノ職務ノ執行ニ對スルコト

第二、正當ナル職務ノ執行ニ對スルコト

第三、暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタルコト

問題 監獄則ニ依リ天災ニ際シ一時解放セラレタル者一定ノ期間内ニ復版セザルニキル囚徒逃走罪ヲ構成スルヤ

答

囚徒トハ刑罰執行ノ爲メ(已決囚)又ハ犯罪審理ノ爲メ(未決囚)國權ノ正當ナル機關ニ依ツテ拘禁セラレ所ノモノヲ總稱スヘキナリ即チ一旦適法ニ獄舎ニ拘禁セラレテヨリ適法ニ解放セサル迄ノ身分アル

者ニアラザレハ本罪ノ主體タルコトヲ得サル者ナリ然ラハ本問ノ場合ノ解放ハ其囚人タル身分解消ノ效力アル者ナルヤ否ヤノ論結如何

ニ依リ定ルノ問題ナリ余ハ此ノ場合ノ解放ヲ以テ其囚徒タル身分ヲ解消セシムルノ效力ナキモノト信ス何トナレハ此場合ニ於ケル典獄

ノ爲ス釋放一ノ行政處分ニ屬スルモノニシテ行政處分ヲ以テ囚徒タル一定ノ身分ヲ解消セシムルコトヲ得サルモノナリ且ツ已決囚ニ

於テ其囚徒タル身分ノ解消スルニハ一定ノ刑期滿了ノ上又ハ法定ノ事項ニ依ルニアラザレバ此身分ノ解消スヘキモノニアラス又未決囚

ニ於テハ無罪又ハ免訴ノ司法處分ニ依ルニアラザレバ其身分ノ解消スヘキモノニアラザルナリ

以上ノ理由ニ依リ本問ヲ左ノ如ク斷定スルヲ以テ當ヲ得タルモノトス

一、囚徒逃走罪ノ成立スルモノトス

問題 犯罪者タル自己ノ親族ヲ藏匿シタル場合ノ處分如何(新一〇五條参照)

答案

犯人藏匿ノ罪ハ國家ノ司法ヲ阻害スルノ行爲ナルヲ以テ其何人ヲ藏匿スルモ本罪ノ成立スルコト理論上當然ナリ然レトモ此場合ニ於テハ其ノ藏匿者ハ犯罪者ノ親族ニ係ルヲ以テ人情ニ基テ酌ミ之ヲ處罰セサルコト、セリ

問題 犯人自己ヲ藏匿セシメタル場合ニ於ケル處分如何

答案

犯罪人藏匿罪ハ他人ノ犯罪ヲ庇護スルノ罪ニシテ自ら自己ヲ庇護スルモ刑罰ヲ科セラル、事ナシ故ニ犯人カ他人ヲ教唆シテ自己ヲ藏匿セシメタル場合ニ於テモ教唆罪ノ成立スルコトナシ故ニ本問ハ以テ消極ノ斷定ヲ下サ、ルヘカラサルナリ

問題 放火罪ニ於ケル既遂ノ時期如何

答案

家屋其他ノ物件火力ニ依リテ其原形ノ大部分ヲ失ヒタルトキ換言スレハ目的物体ノ通常ノ使用ヲ不能ナラシムル程度ニ達シタルトキヲ以テ既遂ナリトスルヲ通説トス然レトモ余ハ仍ホ其不足アルコトヲ感スルナリ故ニ左ノ如キノ見解ヲ以テ當ヲ得タルモノト信ス

一、犯人ニ依テ附ケラレタル火力其媒介物タル燃料ヲ離レテモ仍ホ獨立シテ其燃焼力ヲ繼續シ得ヘキ狀況ニ達シタルトキヲ以テ既遂ト解スヘキモノト信ス

何トナレハ法文燒燬ナル文字ハ文理解釋ニ依ルモ普通論者カ説明スルガ如キ物件全部又ハ大部分ノ毀壞ヲ意味スルモノト解スヘカラサルモノナレハナリ

問題 火ヲ放チテ人ノ現在セザル自己所有ノ家屋ヲ燒燬シタル結果人

ノ住居シタル家屋ヲ延焼シタル場合ノ處分如何

(新一一一條二項參照)

答 案

本問ハ新刑法第百十一條第二項ノ適用ヲ受クヘキモノニシテ三年以下ノ懲役ニ處セラルベシ

問題 他人ノ邸宅ニ侵入シ物品ヲ竊取シタルモノハ住居ヲ侵ス罪ト竊盜罪トノ併合罪ナルヤ

答 案

第一、斷定

本問犯人ノ所爲ハ竊盜罪ノ一罪ナリ

第二、理由

罪ノ個數ヲ定ムルノ標準ニ關スル學說ニハ行爲ノ數ヲ以テ定メントスルモノ或ハ侵害セラレタル法益ノ數ヲ以テ定メントスルモノ及ヒ違犯セラレタル法規ノ數ヲ以テ定メントスル者等數多ノ學說アレト

モ素ト犯罪トハ刑罰ヲ制裁トシタル有責違法ノ行爲ナルヲ以テ此定義ヨリスレハ行爲ノ數ヲ以テ罪ノ個數ヲ定ムルトノ說ヲ以テ其當ヲ得タル者ト信ス然ラハ本問犯人ノ行爲ハ先ツ第一ニ邸宅ニ進入シタル行爲ト其物品ヲ竊取シタル行爲ト二個ノ行爲アルモノニシテ余ノ犯罪定義ヨリスレハ二個ノ犯罪ト云ハサル可ラサルノ觀アルモ法律カ此ノ如キ場合ヲ稱シテ結合犯トシテ一罪トナセリ而シテ此等ノ行爲ハ單一ニ聯結セラル、ニハ一カ他ノ犯罪ノ法律上ノ特徴タルカ又ハ一カ他ノ犯罪ニ對シテ普通ニ用ヒラル、手段ナリトシテ立法者カ暗黙ニ豫見シタルコトヲ要スルモノニシテ明文ナキトキニ於テハ二個ノ罪トシテ處斷セサル可ラサルモノナリ然ルニ本問他人ノ住居ニ侵入シタル行爲ハ竊盜罪ニ於テ普通ニ用ヒラル、手段ナルヲ以テ所謂結合罪ナル一罪ヲ構成スルモノト云ハサルヘカラサルナリ

問題 貨幣ノ偽造トハ何ソ(新一四八條舊一八二條參照)

答案

貨幣偽造ニ關シテハ諸家ノ學說版一スル所ナシ左ノ如ク之ヲ定義スルヲ以テ當ヲ得タルモノト信ス

一、貨幣ノ偽造トハ眞貨ヲ基礎ト爲サスシテ他ノ眞價ヲ模造スルヲ謂フ而シテ其模倣ハ一般世人ヲシテ眞貨ナリト錯誤セシムル程度ニ達スルコトヲ必要トス

問題 文書ノ意義如何

答案

文書ハ法律ニ於テ何等定義ナキヲ以テ解釋上疑ナキヲ得ス其證據力ヲ要スルコトハ殆ト疑ナキ所トス左ニ文書ノ性質ヲ舉示シ以テ本問ニ答ヘントス

一、文書ノ法律上ノ價值

文書カ表示スル所ノ思想ニ存スルモノナリ此点ニ於テ家屋河流

ノ如キ視的目的物ト異ルモノナリ

一、文書ハ形ヲ備ヘタル意思表示タルコトヲ要ス

其意思表示ハ紙板石其他物ノ上ニ表示セラレ之ヲ表示スル物件ハ文書ノ構成部分トナルコトヲ要ス此点ニテ口頭ノ意思表示ト異ルモノナリ

一、文書ハ或ル事實ヲ證明スルタメニ(目的ヲ以テ)作ラレタルコトヲ要ス

以上之ヲ綜合シテ定義スルトキハ左ノ如ク之ヲ云フコトヲ得ヘシ
一、文書トハ物ノ上ニ永續的ニ結合スルコトニ依テ形ヲ與ヘラレタル文字又ハ代用文字ニ依ル意思ノ表示ニシテ證據能力アルモノヲ謂フ

問題 文書ノ偽造變造トハ如何

答案

文書ノ變造トハ真正ナル文書ヲ不真正ニ變更スルコトヲ謂フ偽造トハ真正ナル文書ヲ基礎トセスシテ新タニ文書ヲ作製スルコトヲ謂フ而シテ偽造變造ニ共通ナル特徴ハ文書ノ作製者ハ此ノ如キ文書ニ依ル意思表示ヲ爲サ、リシニ拘ラス之ヲ作製シタリトノ外觀ヲ現出スルコトニ存ス

問題 偽證罪ニ於テ法律ノ保護スル利益ハ如何

(新一六九條舊二一八條二二三條參照)

答 案

偽證罪ハ國ノ司法ヲ誤ラシムル危險アル性質ヲ有スル罪ニシテ法律ニ依リ宣誓シタル證人ノ證言ニシテ一朝偽證ナルトキニ於テ若シ裁判官カ其偽證ヲ基本トシテ裁判ヲ爲シタルトキニ於テハ國家ノ司法ヲ誤ラシメタルノ結果非常ナル害毒ヲ醸スニ至ル故ニ法律ハ此ノ規定ヲ爲シ以テ法律秩序ヲ維持セントスルモノナリ而シテ其保護スル利

益ハ即チ左ニ

一、宣誓ナル形式ニ依ル證言ノ眞實ナリ法律ハ此ノ證言ノ眞實ヲ要求スルモノニシテ苟クモ證人トシテ宣誓ヲ爲シタルモノハ其ノ證人タル資格ナキ場合ト雖モ偽證ヲ爲シタル場合ニ於テハ偽證罪ヲ構成スルモノナリ然レトモ權限アル官吏ノ命令ニ依リ證人トナリ宣誓ヲ爲シタルコト即チ適法ナラサルヘカラサルコトハ論ナシ不適法ノ場合ニ於テ宣誓ヲ爲シ偽證ヲ爲シタリト雖モ偽證罪ハ構成セサルナリ

問題 人ヲ殺サントシテ豫備ノ行爲ヲ爲シタル者ハ之ヲ處罰スルヤ

(新二〇一條參照)

答 案

豫備ノ行爲ハ之ヲ處罰セサルコトヲ以テ原則トス法律ニ明文アル場合ニ於テハ之ヲ豫備行爲ナル獨立ノ罪トシテ法律ハ之レヲ處罰スヘ

キモノナリ而シテ舊刑法ニ於テハ殺人ノ豫備行為ハ之ヲ罰セサルナ
リ新刑法ハ之ヲ罰スルコト、シテ其第二百一條ニ之カ處罰ノ規定ヲ
設ケタリ之ニ新刑法ハ殺人豫備行為ナル一罪獨立ヲ認メタルモノナ
リ

問題 傷害罪ニ於テ犯人カ豫見シタル以外ノ結果ニ付テ責任ヲ負フヘ
キヤ

(新二〇四條舊二九九乃至三〇一條參照)

答 案

凡テ犯罪ハ犯人カ其豫見シタル以外ノ結果ニ付テハ責任ヲ負ハサル
ヲ以テ原則トス然レトモ傷害罪ニ於テハ其結果ノ發生ニ依リ罪ノ輕
重ヲ定ムルモノニシテ學者ノ所謂(狹義)結果犯之ナリ故ニ犯人ニ於テ
犯罪行為ノ當時ニ於テ其被害者ヲ傷クルノ意思ナク唯單ニ毆打シ以
テ打撲傷ヲ負ハセントシタルニ誤テ其被害者ヲ殺害シタルトキハ之

豫見以外ノ結果ヲ惹起シタルモノニシテ所謂傷害ニ依リ人ヲ死ニ致
シタル罪ニシテ其豫見以外ノ結果ニ對シテ責任ヲ負ハサル可ラサル
ニ至ル純理ヨリ云フトキハ其致死ノ結果ニ對シテハ犯意ナキヲ以テ
過失殺ヲ以テ論セサルヘカラサルモ法律ハ之ニ對シテ傷害致死ノ規
定ノ下ニ於テ之ヲ保護スルハ之レ結果犯ノ特質ナリ故ニ本問傷害者
ニ付テハ犯人ハ豫見以外ノ結果ニ付キ其行為ヨリ生シタル全部ニ對
シテ責任ヲ負擔セサルヘカラサルモノナリ

問題 他人ノ傷害行為ヲ爲ス場合ニ於テ其現場ニ於テ自ラ人ヲ傷害セ
スシテ其犯人ヲ助勢シタル者ノ處分如何

(新二〇六條參照)

答 案

本問ハ新刑法第二百六條ニ之ヲ規定シ其犯狀如何ニ依リ左ノ刑ヲ科
スルモノトス

一、一年以下ノ徴役

二、五十圓以下ノ罰金若クハ科料

問題 墮胎罪ニ於ケル既遂ノ時期如何

答 案

墮胎罪ノ客體ハ胎兒即チ未タ母體ノ外ニ以テ獨立シタル生活ヲ營ムヘキ自然ノ時期ニ到達セサル胎内ノ生兒ヲ云フモノニシテ其既遂ノ時期ニ於テハ之ヲ左ニ分別シテ説明セサルヘカラス

一、自然ノ出生時期ニ先チ胎兒ヲ母體ヨリ分離スルコトニ依テ胎兒ヲ殺ス場合

此ノ場合ニ於テハ胎兒ノ死亡ノ時期ヲ以テ既遂ノ時期トス而シテ胎兒カ分娩中ニ死亡スルト分娩後ニ死亡スルトハ問フトコロニアラサルナリ

二、母ノ體內ニ於テ胎兒ヲ殺ス場合

此ノ場合ニ於テハ胎兒カ母體內ニ於テ死亡シタル時ヲ以テ既遂トス

以上何レノ場合ニ於テモ其方法ハ器械ノ作用ニ依ルト藥物ノ作用ニ依ルト將タ無形ノ精神作用ニ依ルトハ問フ所ニアラサルナリ

問題 脅迫罪ニ於ケル脅迫ノ意義如何

(新、二二二條二二三舊三三三六條參照)

答 案

脅迫罪ノ成立ニハ(一)脅迫ノ處爲アルコト(二)害ヲ加ラヘキコトヲ以テ脅迫シタルコトノ二要件ヲ要スルモノニシテ其脅迫ノ所爲トハ左ノ如ク云フコトヲ得ヘシ

一、脅迫ナル語ハ他人ノ自由ナル意思ノ實行ヲ妨止シ又ハ制限スル爲メニ相手方ニ對シテ危害ヲ加ヘントスル觀念ヲ惹起セシムルコトヲ意味スル者ナルモ素ト脅迫罪ハ權利安全ニ關スル心裡ノ

安全ヲ害スルノ罪ナレハ被害者ノ意思實行ノ自由ヲ制限スルコトヲ必要トセス被害迫者ニ於テ權利ノ安全ニ關シテ不安ノ觀念(懸念)ヲ惹起スルヲ以テ足レリトス而シテ此場合ニ於テ被害迫者ニ於テ畏怖ノ念ヲ惹起シタルコトヲ要セス權利ノ安全ニ關スル心裡ノ平和ヲ破ラレタル以上ハ法律カ脅迫罪ニ於テ保護スル利益ハ既ニ侵害セラレタルモノニシテ畏怖ノ念ヲ惹起スルコトヲ要件トセサルコト論ナシ若シ被害者ニ於テ不安ノ念ヲ惹キ起サ、ルトキハ既遂ニアラスシテ未遂ナリ而シテ舊刑法ニ於テハ之ヲ親告罪トシタルモ新刑法ハ之ヲ職權訴追ノ罪トシタリ仍ホ新刑法ハ未遂ヲモ處罰スルコト、爲シタリ

問題 窃盜罪ノ構成要件如何

(新二三五條舊三六條參照)

答 案

窃盜罪ハ財產權ヲ侵害スルノ罪ニシテ不法ニ他人ノ財物ヲ自己ノ物トシテ處分スルノ意思ヲ以テ他人ノ保有ヨリ自己ノ保有ニ移スコトヲ云フ其構成要件即チ左ノ如シ

- 一、窃盜ノ目的物ハ他人ノ物タルコトヲ要ス
- 二、他人ノ保有ニ屬スルコト
- 三、他人ノ保有ヨリ自己ノ保有ニ移スコト

問題 窃盜罪ニ於ケル既遂ノ時期如何

答 案

窃盜罪ノ既遂ノ時期ニ付テハ單ニ物ヲ握ルト云フノミヲ以テ常ニ必スシモ保有ヲ移シ得タリト云フコトヲ得ス之ニ反シテ必スシモ物ヲ他ノ場所ニ移スト云フコトヲ必要トセス又物ノ奪取ヲ全然安固ニスルコトヲ必要トセス要スルニ犯人カ物ノ上ニ支配力ヲ實行シ得ル狀況ニ達シタルトキヲ以テ既遂トナルナリ此程度ニ達シタルヤ否ヤハ

事實ノ問題ニシテ各場合ニ付テ決スヘキモノナリ

問題 窃盜罪ノ場合ニ於テ見張ヲ爲シタルモノ、處分如何

(新六二條參照)

答 案

本問ノ場合ニ於テ大審院ノ判例ハ見張ヲ爲シタルノ行爲ハ其窃盜行爲ヲ分擔シタルモノナルヲ以テ正犯トシテ處斷セラレタルモ元來見張ノ行爲ハ正犯ノ行爲ヲ幫助シタル行爲ニシテ其犯罪ヲ容易ナラシメタルモノナレハ從犯トシテ處分スヘキモノナリト信ス

問題 窃盜罪ノ被害者ハ誰ナルヤ

答

本問ニ付テハ左ノ三說ナリ

第一、物ノ所有者ノミカ被害者ナリトノ說

第二、物ノ保有者ノミカ被害者ナリトノ說

第三、物ノ所有者及ヒ保有双方ナリトノ說

余ハ以上ノ諸說中第三說ヲ主張スルモノナリ由來窃盜罪ハ他人ノ財物ヲ自己ノ保有ニ移スコトニ由テ他人カ其物ノ上ニ權利ヲ行フコトヲ妨ケ一面ニ於テハ他人ノ保有ヲ奪フコトニ依テ保有者并ニ所有者ノ利益ヲ侵害スルノ罪ナルヲ以テ第三說ニ賛スル以所ナリ

問題 強盜罪ノ構成要件如何

(新二三六條舊三七八條參照)

答 案

強盜罪ノ構成要件ハ即チ左ノ如シ

一、犯罪ノ目的物ハ他人ノ財物ナルコト

二、不法ニ自己ノ物トスルノ意思ヲ以テ他人ノ保有ヲ奪フコト

三、人ヲ脅迫シ又ハ暴行ヲ加フルコトニ依リテ他人ノ保有ヲ奪フコト

問題 強盜罪ニ於ケル暴行トハ人ニ對スルモノナルヤ將タ物ニ對スル

モノナルヤ

四十八

答 案

暴行ヲ廣義ニ解スルトキハ不法ノ體力ヲ意味ス強盜罪ニ於ケル暴行ハ法文ニハ單ニ脅迫又ハ暴行ヲ以テ云々ト規定シアルモ其人ニ對スル暴行ト解スルヲ至當トスヘク而シテ其人ニ對スル暴行ハ直接ニ人ニ對シテ拘束ヲ爲シ其抵抗力ヲ失ハシムル場合ニ限ラス間接ニ抵抗カヲ排除スル場合ヲモ包含スルモノナリ

問題 詐欺取財罪トハ如何

(新二四六條舊三九〇條參照)

答 案

詐欺取財罪ハ不法ニ自己又ハ第三者ヲシテ財産上ノ利益ヲ收得セシムル爲メ(遠因他人ヲ欺罔シテ他人ノ財物ヲ自己又ハ第三者ノ保有ニ移ス行爲ヲ謂フ而シテ其要件即チ左ノ如シ)

一、他人ヲ欺罔シタルコト

欺罔トハ他人ヲ錯誤ニ陥ラシメ又ハ他人ノ錯誤ヲ更ニ強固ニスルコトヲ謂フ

二、不法ニ自己又ハ第三者ヲシテ財産上ノ利益ヲ收得セシムル目的(遠因)ニ出テタルコトヲ要ス

三、他人ノ財物ヲ騙取スルコトニ依リテ他人ニ財産上ノ損害ヲ與フルコトヲ要ス

四、自己又ハ第三者ヲシテ物ノ保有ヲ得セシメタルコト

五、欺罔ハ財物騙取ノ手段タルコトヲ要ス

問題 甲者アリ乙者カ丙者ヲ殺害セントスルノ意思アルコトヲ知り之ニ代リテ其殺害行爲ヲ爲サント約シ其報酬金ノ前渡ノ名義ヲ以テ金員ヲ詐取シタリ此場合ニ於テ甲者ノ行爲ヲ以テ詐欺取財ヲ以テ論スルコトヲ得ルヤ

四十九

本問花密シ獲殊シ欲金領ヲ以テ法律上損害アリ云フコトヲ得ル
 評否ヤ依テ其論結ヲ異ニスルモノニシテ余ノ信スルトコロニ依レ
 ハ此場合ニ於ケル乙者ハ其金員ノ喪失ヲ以テ法律上ノ損害アリタリ
 ト云フコトヲ得サルモノト信ス以下少シク其理由ヲ述ヘン

民法第七百八條ニ不法ノ原因ノ爲メ給付シタルモノハ其給付物ノ返
 還ヲ請求スルコトヲ得スト規定シタリ而シテ本問乙者ノ喪失シタル
 金員ハ所謂不法ノ原因ノ爲メ給付シタルモノト云フコトヲ得ヘシ何
 トナレハ人ヲ殺害セントスルノ行爲ハ公益ヲ損フ行爲ニシテ其行爲
 ヲ囑託スルノ行爲モ亦公益ニ關スルモノナリ此ノ原因ノ爲メニ給付
 シタルモノナレハ不法ノ原因ノ爲メニ給付シタルモノト云フコトヲ
 得ヘシ從テ取戻ノ請求權ナキモノナリ取戻ノ請求權ナキモノ換言ス
 レハ法律ノ保護セサルモノハ法律上ノ損害ト云フコトヲ得サルモノ

ナリ

果シテ此ノ前提ニシテ當レリトセハ本問乙者ノ行爲ヲ以テ消極ニ解
 サ、ルヘカラス何トナレハ詐欺取財ニ於テ保護スル利益ハ他人ノ財
 産ト云フ法益ニシテ法律ニ於テ保護ヲ爲サ、ル損害ヲ受クルモ法律
 上ノ損害ト云フコトヲ得ス法律上財産ニ損害ヲ與ヘタリト云フコト
 ヲ得サル場合ニ於テハ詐欺取財ハ成立セサルモノト云ハサルヘカラ
 サルナリ

以上ノ理由ナルヲ以テ之ヲ左ノ如ク断定スヘシ
 一、本問乙者ノ行爲ヲ以テ詐欺取財ヲ以テ論スルコトヲ得サルモノ
 トス

第二節 刑事訴訟法ノ部

問題 公訴ノ目的ハ何ソ

答 案

凡ソ犯罪アレハ國家ノ法律秩序カ害セラレ、カ故ニ公益ノ爲メ犯罪者ニ刑罰ヲ加ヘテ此ノ侵害ヲ回復セサルヘカラス是レ國家自身ノ爲スヘキ事項ニ屬ス故ニ犯罪ヨリシテ國家ニ科刑權ヲ生ス而シテ國家ハ裁判所ニ對シテ其科刑權ニ付キ判決ヲ求ムル訴ヲナスノ權ヲ有ス之ヲ公訴權ト謂フ刑事訴訟法第一條ニ於テ「公訴ハ犯罪ヲ證明シ刑ヲ適用スルヲ目的トス」ト云フハ一見公訴ノ目的ヲ言表シタルカ如クナルモ決シテ然ラス之レ其内容ヲ示シタルモノニシテ公訴ノ目的ヲ表シタルモノニアラス刑事訴訟ノ内容ハ科刑權ノ確定及ヒ其實行ナリ然ラハ刑事訴訟ノ目的ハ如何之ヲ左ノ如ク云フコトヲ得ヘシ「犯罪ヨリ生シタル國家科刑權(刑罰請求權)ナリ」

問題 私訴ノ目的ハ何ソ及ヒ公訴ニ附帶セシムル理由如何

答 案

私訴ハ犯罪ニ因リテ受ケタル損害ノ賠償及ヒ贓物ノ返還ヲ目的トス茲ニ一ノ犯罪アレハ公訴ト私訴ト併起スルコト普通ナルモ私訴ハ犯罪ニ依リ當然生スルモノニアラス蓋シ私訴權ハ犯罪ニ依リ受ケタル損害ヲ賠償セシメ及ヒ贓物ノ返還ヲ以テ目的トスルモノナレハ犯罪カ損害ヲ生セサルトキ返還スヘキ贓物ナキトキハ私訴權モ亦タ生スルコトナケレハナリ

而シテ公訴ニ附帶セシムル理由ハ公訴ト均シク其原因ヲ同フスルヲ以テ公訴ニ附帶スルヲ便ト爲スニ由ル蓋シ斯ノ如クスルトキハ一方ニ於テハ公訴ニ付キ審理シタル事實ハ直チニ私訴ニ應用スルコトヲ得ルカ故ニ費用ト時日トヲ省略シ他方ニ於テハ兩訴ニ於ケル裁判ノ牴觸ヲ避クルノ便アレハナリ

問題 刑事訴訟法ノ人ニ關スル効力如何

答 案

刑事訴訟法ノ人ニ對スル支配ハ無制限ナルヲ以テ原則トス即チ日本帝國内ニ在留スルモノハ其何人ナルヲ問ハス帝國ノ裁判權ニ服従スルヲ以テ原則トス然レトモ或ハ國法ニ基キ或ハ國際法ニ據リ之レカ例外アリ即チ左ノ如シ

(一)天皇

帝國憲法第三條ハ「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」ト是レ刑法及ヒ刑事訴訟法ニ服従セサル所以ヲ規定シタルモノナリ

(二)治外法權者

之レ國際上ニ基クモノニシテ此例外ハ交際國ニ對スル敬意ト利便トニ基クモノナリ

(三)日本ノ皇族

此例外ハ實體上ノモノニアラスシテ訴訟法上ニ關シ其全部ノモノニアラスシテ即チ勅許ヲ得ルニアラサレハ之ヲ勾引シ又ハ裁

判所ニ召喚スルコトヲ得サル等ナリ

(四)帝國議會議員

或ル犯罪ヲ除クノ外會期中其院ノ承諾ナクシテ逮捕セラレ、コトナシ

(五)軍人

其軍事犯タルト通常犯タルトヲ問ハス軍事裁判所ニ於テ裁判スヘキモノナリ

問題 土地ノ管轄ハ何ニ據テ定ムルヤ

答 案

現行法ハ犯罪ノ地及被告人所在ノ地ノ裁判所ヲ以テ豫審及ヒ公判ノ管轄ト定メ兩者同一ナリトス被告人所在ノ地犯罪當時ニ於テ被告人ノ所在セルヲ云フニアラスシテ犯罪後ニ於テ被告人ノ所在セル場所ヲ云フモノニシテ任意ノ所在ト裁判所ノ強制ニ依ル所在トヲ問ハサ

問題 検事ノ起訴ヲ待タスシテ公訴ノ起ル場合アリヤ

答 案

公訴ハ検事ニ據テ提起セラル、ヲ以テ本則トスレトモ検事ノ起訴ヲ待
タスシテ公訴ノ起ル場合アリ左ニ

(一) 現行犯ノ場合

(二) 附帯犯ノ場合

(三) 法廷ニ於テ不法ノ行爲アリタル場合

(四) 證人鑑定人ノ公判ニ於テ偽證偽鑑定ヲ爲シタル場合

問題 公訴提起ノ主タル效力如何

答 案

公訴提起ノ主タル效力ハ權利拘束ノ效力ヲ生スルニアリ何トナレハ
検事ノ起訴ニヨリ事件ヲ始テ裁判所ノ手裡ニ販屬スヘキモノニシテ

事件ハ裁判所ノ手ニ歸シタル以上ハ検事カ其訴ヲ取下クルカ如キ處
分ヲ爲スコトヲ得サルニ至リ即チ其訴訟ハ裁判所ニ繫屬シ權利拘束
ト爲ルモノナレバナリ此權利拘束ハ訴訟手續ハ適法ニ進行スルトキ
ニ於テハ被告事件カ第一審又ハ上級審ニ於テ確定判決ニ依リテ落着
スルマテハ繼續スルモノナリ

問題 除斥ノ原因如何

一、判事ガ被害者ナルトキ

二、判事ガ被告人又ハ被害者ト親屬ノ關係ヲ有スルトキ姻族ニ付テ
ハ婚姻ノ解消シタルトキト雖モ亦同シ

三、判事其事件ニ付證人鑑定人トナリタルトキ又ハ被告人若クハ被
害者ノ法律上ノ代理人ナルトキ

四、判事其事件ノ豫審終結ニ干與シ又ハ不服ヲ申立テラレタル裁判
ノ前審ニ干與シタルトキ

ルナリ

問題 検事ノ起訴ヲ待タスシテ公訴ノ起ル場合アリヤ

答 案

公訴ハ検事ニ據テ提起セラル、ヲ以テ本則トスレトモ検事ノ起訴ヲ待
タスシテ公訴ノ起ル場合アリ左ニ

(一) 現行犯ノ場合

(二) 附帯犯ノ場合

(三) 法廷ニ於テ不法ノ行爲アリタル場合

(四) 證人鑑定人ノ公判ニ於テ偽證偽鑑定ヲ爲シタル場合

問題 公訴提起ノ主タル效力如何

答 案

公訴提起ノ主タル效力ハ權利拘束ノ效力ヲ生スルニアリ何トナレハ
検事ノ起訴ニヨリ事件ヲ始テ裁判所ノ手裡ニ皈屬スヘキモノニシテ

事件ハ裁判所ノ手ニ歸シタル以上ハ検事カ其訴ヲ取下クルカ如キ處
分ヲ爲スコトヲ得サルニ至リ即チ其訴訟ハ裁判所ニ繫屬シ權利拘束
ト爲ルモノナレバナリ此權利拘束ハ訴訟手續ハ適法ニ進行スルトキ
ニ於テハ被告事件力第一審又ハ上級審ニ於テ確定判決ニ依リテ落着
スルマテハ繼續スルモノナリ

問題 除斥ノ原因如何

一、判事ガ被害者ナルトキ

二、判事が被告人又ハ被害者ト親屬ノ關係ヲ有スルトキ姻族ニ付テ
ハ婚姻ノ解消シタルトキト雖モ亦同シ

三、判事其事件ニ付證人鑑定人トナリタルトキ又ハ被告人若クハ被
害者ノ法律上ノ代理人ナルトキ

四、判事其事件ノ豫審終結ニ干與シ又ハ不服ヲ申立テラレタル裁判
ノ前審ニ干與シタルトキ

問題 公訴私訴ノ區別如何

答案

公訴私訴ノ區別ニ於テ重大ナルモノヲ舉クレハ左ノ如シ

- 一、公訴ハ犯罪アレハ必ス發生ス私訴ハ公訴セラレタル犯罪カ原因トナリテ一私人ノ私權ヲ害シタル場合ニ起ルモノニシテ若シ私法上ノ權利ノ侵害ナキ犯罪ニハ公訴アレハトテ私訴ハ常ニ發生スルモノニアラス
- 二、公訴ノ目的物ハ科刑權ニアリ然ルニ私訴ハ犯罪ニ因テ生シタル損害ノ賠償贖物ノ返還ヲ目的トス
- 三、公訴權ハ國家ニ屬シ檢事之ヲ行ヒ私訴權ハ一私人ニ屬シ被害者之ヲ行フ
- 四、公訴ハ法律ニ特ニ定メタル場合ノ外被害者ノ告訴ヲ待テ起ルモノニアラス又告訴ノ拋棄ニ依テ消滅スルモノニアラス私訴ハ被害者ノ請求ヲ待テ始メテ生ス

問題 公訴ノ消滅原因如何

答案

公訴ノ消滅原因左ノ如シ

- 一、被告人ノ死亡
- 二、告訴ヲ待テ受理スヘキ事件ニ付テハ告訴ノ拋棄
- 三、確定判決
- 四、犯罪ノ後頒布シタル法律ニ因リ其刑ノ廢止
- 五、時效
- 六、大赦

問題 私訴消滅ノ原因如何

答案

私訴消滅ノ原因左ノ如シ

- 一、拋棄又ハ和解
- 二、時效
- 三、確定判決

問題 親告罪ノ告訴ハ處罰條件ニ屬スルヤ將タ訴訟條件ニ屬スルヤ

答 案

本問ニ付テハ三説アリ

第一 處罰條件ナリトノ説

第二 訴訟條件ナリトノ説

第三 拆衷説

以上ノ如ク諸説アルモ親告罪ニ於ケル告訴ハ犯罪ノ條件ニアラサルコト論ヲ俟タス然ラハ科刑權ノ條件ナリヤ公訴權ノ條件ナリヤト云フニ余ハ後説ニ賛同スルモノナリ而シテ現時諸家ノ説ハ公訴權ノ條件即チ訴訟條件ナリトノ説ニ一致セルナリ

問題 檢事ハ公訴提起ノ權利ノミアリテ義務ナキヤ

答 案

國家ハ科刑權ノ主張ヲ被害者ニ一任セスシテ國家ノ機關タル檢事ヲシテ之ヲ行ハシム故ニ訴追ハ被害者ノ意思如何ニ繫ラシメス又被害者ノ申立ヲ待テ行ハルヘキニアラス檢事ノ公訴提起ハ權利タルト同時ニ義務アルモノナリ此公訴提起ノ義務ハ勵行主義ヲ採リタル當然ノ結果ナリ而シテ國家ノ科刑權ハ同時ニ義務ナルヨリシテ職權訴追ノ原則ハ當然生スルモノナリ

問題 職權訴追ノ原則ノ例外如何

答 案

國家ハ其訴追ヲ被害者ノ意思ニ繫ラシメス又被害者ノ請求ヲ待テ行フヘキモノニアラスシテ犯罪アレハ必ス之ヲ起訴セサル可ラサルノ義務アルト同時ニ提起ノ權利アルモノナリ然レトモ親告罪ハ或ル理

由ノ下ニ於テ被害者若クハ其親屬ノ告訴ヲ俟テ公訴ヲ提起スルモノト爲シ職權訴追ノ原則ノ例外タルナリ

問題 勵行主義ノ條件如何

答 案

勵行主義トハ檢事カ充分ナル犯罪ノ根據ヲ得タルレキハ處罰ノ目的ノ爲メニ公訴ヲ提起スルノ義務ヲ有シ便宜又ハ事情ヲ顧ミテ公訴ヲ提起セサル權利ヲ有セサル所ノ主義ヲ謂フ而シテ此主義ニハ一定ノ條件アリテ存ス即チ左ノ如シ

一、犯罪ニ付キ充分ナル事實上ノ根據アルコトヲ要ス

二、通常裁判所ニ起訴シ得ヘク且ツ刑ノ言渡ヲ爲スヘキコトヲ要ス

問題 被告人ヲ訊問セサルヘカラサルノ理由如何及ヒ被告人ハ總テノ事實及證據ニ付キ判事ノ問ニ對シテ辯解ヲ爲スノ義務アリヤ否ヤ

答 案

被告人ハ先ツ第一着ニ之ヲ訊問スルコトヲ要スルコトハ現行法ノ規定ニル所ナリ現行法ハ實體的眞實發見主義ヲ採用シタル結果事實及ヒ證據ニ付キ辯解ヲ聽クコトヲ要ス之レ被告人ニ辯護ノ機會ヲ與フル爲メニ基クモノナリ而シテ被告人ハ其事實及證據ニ付キ辯解ヲ爲スノ權利アルコトハ彈劾主義ヲ採リタル現行法ニ於テハ訴訟關係ノ當事者トシテ當然有スル權利ニシテ義務ニアラサルナリ若シ之ヲ以テ義務ナリトスレハ被告人ハ糾問ノ目的物トナリテ訴訟ノ主體タラサル結果ニ至ル

要スルニ被告人ノ訊問ハ自白ヲ得ルノ目的ニアラスシテ辯護ヲ爲サシムルノ目的ニ出ツ又事實及ヒ證據ニ付キ辯解ヲ爲スコトハ義務ニアラスシテ權利ナリ

問題 被害者一旦告訴ヲ爲シ公訴提起セラレタル后告訴ヲ取下クルヲ得ルヤ

答 案

告訴ハ起訴ノ條件タルニ止ラス告訴ナケレハ公訴ノ實行ヲモ亦爲スコトヲ得ス本法第六條ノ公訴ヲ爲ス權云々ノ内ニハ公訴ノ提起及實行ヲモ含ムモノナルカ故ニ告訴ハ訴訟ノ條件タルト同時ニ判決ノ條件ナリト云ハサルヘカラス是ヲ以テ判決確定スルマテハ何時ニテモ告訴ヲ取下クルコトヲ得ヘク是レ拋棄ノ時期ヲ制限セサルヨリ見テモ明カナルトコロナリ

問題 告訴拋棄ノ效果如何

答 案

告訴拋棄ノ效果左ノ如シ

積極的ノ效果トシテハ告訴權消滅スルカ故ニ公訴權モ其條件ヲ失ヒテ消滅シ科刑權ハ實行スルコト能ハサルニ至リテ消滅スルヲ以テ裁判所ハ免訴ノ言渡ヲ爲サ、ルヘカラス

- 二、消極的ノ效果トシテ被害者ハ再ヒ告訴ヲ爲スヲ得サルモノトス
- 三、其他ノ效果ハ共犯ノ一人ニ對シ既ニ判決確定シタルトキハ他ノ共犯ニ對シ告訴取下クルヲ得サルナリ

問題 時効設定ノ理由如何

答 案

時効設定ノ理由ハ第一社會ノ怠慢ト犯罪ノ遺忘ニ基クモノトス第二、證據ノ湮滅ニ基クモノトナスヲ通説トス然レトモ兩說共ニ其當ヲ得タルモノニアラスト信ス蓋シ國家ハ犯罪人ニ刑ヲ科スルノ義務ヲ有ス然ルニ其怠慢ニ因リテ義務ノ消滅スヘシトハ非ナリ又犯罪ノ遺忘ヲ理由トスルトキハ刑罰ノ必要ハ犯罪其モノニ由テ生スルモノニアラスシテ犯罪ノ發覺シ不穩ノ念ヲ懷クコトカ刑罰ノ必要ヲ生スル根底ナリト云ハサルヘカラス次ニ證據ノ湮滅說ハ罪ノ輕重ニ從テ時効期間ヲ定ムルコト能ハス故ニ余輩ハ左ノ如ク言ハントス

事實ノ勢力ニ重キヲ重キタルモノナリ
 元來法律秩序ハ犯罪必罰ノ原則ヲ貫徹スルニ依テノミ維持セラレ、
 モノニアラス國家現實ノ目的ト投合シテ始メテ法律秩序ノ維持ヲ望
 ムコトヲ得ベシ然ルニ今犯罪ヲ數年ノ后ニ至リテ罰センカ却テ現在
 ノ秩序ヲ蹂躪スルニ止リ犯罪人及世人ニ對シテハ何等ノ效ナカルベ
 シ時効ヲ設ケタルハ實ニ犯罪后ニ生シタル總テノ事實ト法律ノ正義
 ト相抵觸スルニ當リ法律ヲシテ事實ニ屈從セシメ以テ其調和ヲ圖ル
 ニ外ナラサルナリ故ニ如上ノ如キ斷定ヲ生シタル所以ナリ

問題 時効ハ如何ナル場合ニ中斷スルヤ

答 案

時効ノ中斷スル場合即チ左ノ如シ

- 一、起訴
- 二、豫審

三、公判ノ手續

問題 期間ノ起算ニ關スル標準如何

答 案

- 一、時ヲ以テスルモノハ即時ヨリ起算ス
- 二、日ヲ以テスルモノハ初日ヲ算入セス若シ最終ノ日休暇ニ當ルト
 キハ期間ニ算入スヘカラス但時効ノ期間ハ此限リニアラス
- 三、一日ト稱スルハ二十四時ヲ以テシ一月ト稱スルハ三十日一年ト
 稱スルハ曆ニ從フヘシ

問題 猶豫期間トハ何ソ

答 案

法定期間以外ニ於テ法律ニ於テ或ル一定ノ場合ヲ定メタル期間ニシ
 テ其標準左ノ如シ
 一、海陸八里毎ニ一日ノ猶豫ヲ加フ八里ニ滿タサルモノト雖モ三里

以上ナルトキ亦同

問題 附加期間トハ何ソ

答案

法律ハ法定ノ期間以外ニ於テ或ル一定ノ場合ニ於テ猶豫期間ヲ與ヘ
テ被告人ニ權利ノ伸張ヲ圖ルニ便ナラシメタルモ猶ホ此以外ニ於テ
島嶼又ハ外國ニアル被告人ニ付テハ特ニ裁判所ノ意見ヲ以テ相當ノ
期間ヲ猶豫スルコトヲ許セリ此ノ期間ヲ稱シテ附加期間ト云フ

問題 官公吏ノ作ルヘキ書類ニ其官公吏ノ屬スル官公署ノ印ヲ押捺ス
ルコト能ハサル場合ニ於テハ如何ニ之ヲ爲スヘキヤ

答案

本問ノ場合ニ於テハ其事由ヲ記載スルヲ以テ足ルモノナリ若シ其手
續ニ背キタル場合ニ於テハ書類トシテノ效ナキモノトス

問題 裁判所ノ管轄ノ區分ヲ列舉スヘシ

答案

一、土地ノ管轄

此管轄ハ其管轄區域ト刑事々件トノ關係ニ因テ定ルモノナリ

二、事物ノ管轄

此管轄ハ刑事々件ノ性質ニ因テ定ルモノナリ

一、職務ノ管轄

此管轄ハ裁判ヲ爲スヘキ作用ニ從ヒ區分セララル、モノナリ

問題 管轄ヲ異ニスル數個ノ犯罪ニ付キ同時ニ同一ノ被告ニ對シテ訴
ノアリタルトキノ管轄如何

答案

本問ノ場合ニ於テハ刑事訴訟法第二十五條第二項ハ之ヲ規定シ斯ノ
如キトキハ上級ノ裁判所併テ管轄スルモノトセリ
但シ附加シテ説明スヘキハ事件ヲ併合スルニハ各事件ニ付土地ノ管

轄ヲ有スルコトヲ要スルモノニシテ之レ事件ノ牽聯ノ爲メニ土地ノ管轄ノ規定マテ動シタルモノト認ムルコト能ハサレハナリ

問題 教唆従犯ノ裁判籍ハ如何

答案

教唆犯ハ正犯ニ準ストハ刑法ノ規定スルトコロナルヲ以テ正犯ノ裁判籍ニ於テ裁判スヘキモノナリ従犯ニ付テハ現行法二十八條ニ於テ正犯ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ其管轄トスト規定セリ故ニ何レモ其正犯ノ管轄裁判所ハ教唆従犯ノ管轄裁判所ナリト云フコトヲ得ヘキナリ

問題 艦船内ノ犯罪ニ付テノ裁判籍如何

答案

海船内ノ犯罪ニ付テハ定繫港又ハ犯罪後最初ニ着船シタル地ノ裁判所ヲ以テ管轄裁判所トス

問題 管轄指定ノ申請ヲ爲シ得ル場合如何

答案

管轄ノ指定ハ各事件ニ付キ裁判ヲ以テ特ニ土地ノ管轄ヲ設ケ又ハ管轄ノ不明ナルヲ確定スルモノニシテ其申請ヲ爲シ得ル場合ハ本法ニ規定ナク裁判所構成法ニ之ガ規定ヲ爲セリ其場合即チ左ノ如シ

第一、権限アル裁判所及ヒ其代理タル裁判所ニ於テ法律上ノ理由若クハ特別ノ事情ニヨリ裁判權ヲ行フコト能ハサルトキ

第二、裁判管轄區域ノ境界明確ナラサルトキ

第三、法律ニ從ヒ又ハ二以上ノ確定判決ニヨリ二以上ノ裁判所裁判權ヲ互有スルトキ

第四、二以上ノ裁判所管轄違ノ確定判決ヲ爲シ又ハ上級裁判所ニ於テ二以上ノ裁判所ト共ニ管轄違ナリトノ確定判決ヲ爲シタルモ其裁判所ノ一ニ於テ裁判權ヲ行フヘキトキ

問題、管轄ノ移轉トハ何ソ及其場合手續ヲ示セ

答 案

管轄ノ移轉トハ管轄裁判所ニ於テ裁判ヲ爲スコト能ハサル事件アルカ爲メ裁判ヲ以テ管轄權ナキ裁判所ニ本件ヲ繫屬セシムルヲ云フ而シテ其場合手續ハ即チ左ノ如シ

第一、公安ノ爲メニスル移轉

犯罪ノ性質被告人ノ身分員數地方ノ民心其他重大ナル事情ニ由リ裁判ニ對シ紛擾又ハ危險ヲ生スル恐レアル場合ニ於テ其事件ヲ同等ナル他ノ裁判所ニ移スモノニシテ其ノ手續ハ即チ左ノ如シ

司法大臣ヨリ大審院檢事總長ニ命シ檢事總長ヲシテ大審院ニ申請ヲ爲サシメ大審院ニ於テハ書面ニ依テ審理ヲ爲シ其申請ヲ許否ス

第二、嫌疑ノ爲メニスル移轉

被告人ノ身分地方ノ民心又ハ訴訟ノ模様ニ因リ裁判ノ公平ヲ維持スルコト能ハサル恐レアル場合ニ於テ其事件ヲ同等ナル他ノ裁判所ニ移スモノニシテ其手續ハ即チ左ノ如シ
管轄裁判所ノ檢事其他訴訟關係人ヨリ上級裁判所ニ之ヲ爲スモノトス

問題 檢事ハ搜查權ヲ有スルヤ

答 案

然リ檢事ハ搜查權ヲ有スル中樞ナリ故ニ告訴告發現行犯其他ノ原因ニ依リ犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタルトキハ其犯人及ヒ證憑ヲ搜查スヘキ權利ト義務トヲ有スルモノナリ

問題 親告罪ニ於テ被害者ノ告訴ナキ場合ニ搜查權ヲ行使シ得ルヤ

答 案

親告罪モ犯罪ナルコト論ヲ俟タサル所ナリ而シテ捜査手續ハ起訴ノ準備手續ニシテ起訴前ノ手續ニ屬ス故ニ公訴提起ニ付キ權利ト義務ヲ有スル檢事ハ犯罪アルコトヲ認知シタルトキハ之カ捜査ヲ爲サ、ル可ラス唯告訴ナキ内ハ公訴ヲ提起スルコト能ハサルノミ蓋シ告訴ハ公訴ノ條件ナレハナリ

問題 檢事ヲ補佐シ司法警察官トシテ捜査權ヲ有スルモノヲ舉ケヨ

答 案

左ニ記載シタル官公吏ハ檢事ヲ補佐シ且ツ其指揮ヲ受ケ司法警察官シトテ犯罪ヲ捜査ス

- 一、警視、警務長、警部
- 二、憲兵將校、下士
- 三、島司
- 四、郡長

五、林務官

六、市町村長

問題 警視總監及ヒ地方長官モ捜査權ヲ有スルヤ

答 案

警視總監及ヒ地方長官ハ各其管轄地内ニ於テ司法警察官トシテ犯罪ヲ捜査スルニ付キ檢事ト同一ノ權ヲ有スルモノナリ但シ東京府知事ハ此限リニアラス

問題 檢事ヲ補佐シテ捜査權ヲ有スル司法警察官ハ各其主官事務ニ於テノミ司法警察官トシテ捜査權ヲ有スルヤ

答 案

本問ハ議論アル所ノ問題ナレトモ余ハ左ノ如ク解釋セントス
刑事訴訟法第四十八條ハ司法警察官タル人ヲ定メタルモノニシテ人ニ付テハ限定セラレタルモノナレトモ捜査權ノ範圍ニ至リテハ

總テノ司法警察官ニ異ル所ナシト信ス尤モ土地ノ管轄ニ付テハ第四十七條列記ノ者ハ其行政區劃ヲ超過スルコト能ハサルヘシト雖モ其司法警察ニ關スル事物ニ至リテハ之ヲ制限シタル法文ナシ故ニ明文ノ存スルナキ以上ハ司法警察官タルモノニ至リテハ事物ノ制限ナキモノト云ハサルヘカラサルナリ

問題 呼出ノ意義及ヒ呼出ヲ命スル者并ニ指揮スル者如何

答 案

被告人ノ呼出ハ一定ノ日時ニ裁判所ニ出頭セシムル命令ナリ故ニ故ナク之ニ應セサルトキハ強制ヲ受クヘキ趣旨ヲ含ムモノナリ證人鑑定人通事ニ對スル呼出モ亦強制ヲ含ムモ被告人以外ノ訴訟關係人ニ對スル呼出ハ強制ヲ含マス而シテ證人鑑定人通事ニ對スル呼出ニハ呼出ニ應セサルトキハ制裁ヲ加フヘキヲ豫告スルモ被告人ニ對スル呼出ニハ此豫告ヲ爲サ、ルナリ

呼出ヲ命スル者及ヒ指揮スル者執行スルモノハ之ヲ稱シテ學問上呼出ノ機關ト稱ス左ニ此三者ヲ區分シテ説明スヘシ

一、呼出ヲ命スル者

呼出ヲ命スル者ハ呼出ニ應セサルトキ制裁ヲ加フル權ヲ有スル者ナラサル可ラス其制裁ハ人ノ自由ヲ制限スル拘引拘留ナルカ故ニ裁判權ヲ有スルモノニ於テ之ヲ爲スヘキ者トス從テ呼出ハ命令ニシテ呼出ヲ命スル者ハ裁判所ナリ

但現行犯ノ場合ニハ檢事司法警察官ハ呼出ヲ命スルコトヲ得ヘシ

二、呼出ヲ指揮スル者

指揮ヲ爲スモノハ裁判所書記ナリ豫審ニ於テハ書記ハ執達吏ニ召喚狀ノ送達ヲ委任スルニ止リ公判ニ於テハ裁判所ノ命令ニ從ヒ書記ノ名義ヲ以テ呼出狀ヲ發ス現行犯ノ場合ニ於テ檢事カ被

告人ヲ呼出ストキハ直接ニ執達吏ニ送達ヲ命シ司法警察官カ呼出ヲ爲ストキハ巡查憲兵上等兵ヲシテ送達セシム

三、呼出ヲ執行スル者

豫審ニ於テハ執達吏ニ限リ公判ニ於テハ執達吏及ヒ郵便配達人ヲ以テ執行機關トス

問題 呼出ノ方式如何

答 案

呼出ノ方式ハ豫審ト公判トニ依リテ異ル即チ左ノ如シ

一、豫審ニ於テハ召喚狀ヲ發ス

二、公判ニ於テハ呼出狀ヲ發ス

三、檢事司法警察官ハ召喚狀ヲ以テ呼出ヲ爲ス

問題 呼出ノ効力如何

答 案

呼出ノ効力ハ被告人ニ對シ裁判所ノ命スル日時ニ其指定ノ場所ニ出頭スルノ義務ヲ生ス此義務ハ適法ノ呼出アルニ因テ生スルモノナレハ猶豫期間ヲ與ヘスシテ呼出タル場合ノ如キハ出頭ノ義務ナキモノナリ故ナク適法ノ呼出ニ應セサル被告人ニ對シテハ左ノ制裁アリ

第一、拘引拘留

第二、欠席判決ノ言渡

問題 拘留ノ目的及ヒ意義如何

答 案

拘留トハ裁判所ノ拘留狀ニ依テ被告人ヲ逮捕監禁スル命令ナリ其目的ハ被告人ヲシテ訴訟ニ現在セシムルヲ以テ目的トスルモノニシテ刑事訴訟ヲ實行スルタメニ爲スモノナリ此ノ命令ヲ發スルコトヲ得ルモノハ公判裁判所豫審判事受命判事又ハ受託判事トス

問題 拘留ノ條件如何

拘留ハ未タ罪責確定セザル嫌疑者ノ身體ノ自由ヲ拘束スルモノナレハ一定ノ原因ナカルヘカラス現行訴訟法ハ左ノ場合ニ於テ拘留狀ヲ發スルコトヲ認メタリ

(一)所爲ニ關スル要件

(イ)一定ノ人カ其所爲ヲ行ヒタリトノ嫌疑

(ロ)其所爲ハ犯罪ナリトノ嫌疑アルコトヲ要ス

(二)身上ニ關スル要件

拘留ヲ爲スニハ前記所爲ニ關スル要件アルノ外尙ホ被告人ノ身

上ニ關スル他ノ特別ノ要件アルコトヲ要ス

(イ)被告人ノ逃亡ノ恐れアルトキ

(ロ)被告人カ罪證ヲ湮滅スル恐れアルコト

問題 拘引ノ意義如何

答 案

拘引ハ訊問ノ目的ヲ以テ被告人ヲ裁判所ニ出頭セシムルコトヲ強制スル命令ナリ

問題 拘引狀ハ如何ナル場合ニ之ヲ發スルヤ

答 案

本問ハ左ノ如ク分別シテ説明セン

第一、豫審ニ於テ發スル場合

(イ)召喚狀ヲ受ケタル被告人カ其日時ニ裁判所ニ出頭セザルトキ

(ロ)直チニ拘引狀ヲ發シ得ル場合

一、被告人定リタル住所アラサルトキ

二、罪證ヲ湮滅シ又ハ逃亡スル恐れアルトキ

三、被告人未遂罪又ハ脅迫罪ヲ犯シ仍ホ其目的ヲ達セントス

ル恐れアルトキ

第二、公判ニ於テハ何時ニテモ拘引狀ヲ發スルコトヲ得ルモノナ

問題 拘引狀ノ時ニ關スル効力如何

答 案

拘引狀ヲ以テ被告人ヲ引致シタルトキハ四十八時間ヲ經過スルコトヲ得サルモノトス而シテ其繼續時間ノ起算點ハ判事ノ面前ニ被告人ヲ引致シタル時ナリ此時間ヲ經過スルトキハ假令被告人ヲ訊問シ終ラサルモ當然之ヲ釋放セサルベカラズ若シ然ラサレハ拘引狀ニ拘留狀ノ効力ヲ付スルノ結果ヲ生スヘケレハナリ

問題 拘引狀ノ場所ニ關スル効力如何

答 案

拘引狀ヲ以テ被告人ヲ引致シ來ルトキハ其四十八時間内ハ留メ置クコトヲ得ルモノナルカ其繼續時間内ハ如何ナル場所ニ置クヘキヤ拘

留狀ニ依ルニアラサレハ監獄ニ置クコト能ハス又裁判所ニ於テモ之ヲ置クノ場所ナク結局置クノ場所ナキモノナリ現今ノ實際ニ於テハ之ヲ留置場ニ留置セリ元來留置場ハ監獄ノ一種ナレハ此ノ手續ハ正當ナリト云フコトヲ得サルナリ之レ畢竟法ノ不備ト云フヨリ外ナキナリ

問題 罰金以下ノ刑ニ該ルヘキモノニ對シテ拘引狀ヲ發スルコトヲ得

ルヤ

答 案

本問ハ頗ル議論ノアル所ノ問題ニシテ之ヲ發スルコトヲ得ストスルノ論者ハ曰ク公判ニ於テハ禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ被告人ニ非レハ拘引狀ヲ發スルコトヲ得ス又罰金刑ニ該ルヘキ被告人ハ代人ヲ出頭スルコトヲ許セリ果シテ然ラハ豫審ニ於テモ其精神ハ蓋シ同一ナルヘケレハナリト然レトモ此說ハ正當ニアラス豫審ノ性質ト公判ノ性

質トヲ比較スルトキハ其誤リナルコトヲ知ルヘシ豫審ハ證據蒐集ノ作用ヲ爲スモノナレハ被告自身ヲ訊問スルコト最モ必要ナリ然ルモ公判ハ既ニ豫審ニ於テ蒐集シタル證據ニ依テ判決ヲ下スモノナレハ被告人自身ヲ訊問スルノ必要ナキヲ以テ輕微ナル罰金以下ノ刑ニ於テハ代人ヲ許セリ反之豫審ニ於テハ召喚狀ニ關スル規定ヲ見ルモ決シテ代人ヲ許スノ點ヲ見出ス能ハス又公判ニテハ欠席判決アルモ豫審ニ於テハ欠席ノ終結決定ナル規定存在セス故ニ余ハ左ノ如ク云ハントス

斷定

公判ニ於テハ罰金以下ノ刑ニ該ル者ハ拘引スルヲ得サレトモ豫審ニ於テハ罰金以下ノ刑ニ該ル者ナリト雖モ之ヲ拘引スルコトヲ得ルモノトス

附言 證人ト雖モ尙ホ拘引スルコトヲ得ヘシ然ルニ被告人ニシテ假令罰金以下ニ該ル者ナリト雖モ之ヲ拘引スルコトヲ得スト云

フニ至リテ解シ得サル所ナリ

問題 拘留狀ハ電報電話ニテ發スルコトヲ得ルヤ

答案

拘留狀ニハ一定ノ書式ヲ要ス且ツ判事及ヒ書記ノ捺印ヲ要スルモノナレハ本問ノ如キハ之ヲ消極ニ解スルヲ以テ至當トス

問題 起訴前ニ於テ檢事カ拘留狀ヲ發スルコトヲ得ルヤ

答案

拘留ハ豫審判事及ヒ公判裁判所カ爲スヲ以テ原則トス而シテ拘留處分ヲ爲スニハ公訴ノ提起アリタルコトヲ條件トセス現行犯ノ場合ニ於テ檢事カ拘留狀ヲ發スルコトヲ認メタリ之レ起訴前ニ於テ檢事ノ拘留狀ヲ發スルコトヲ得ル唯一ノ場合ナリ

問題 被告人ヲ訊問セスシテ勾留ヲ爲ス場合アリヤ

答案

勾留狀ハ被告人ヲ訊問シタル後禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキモノト思料シタルニ非レハ之ヲ發スルコトヲ得サルヲ以テ原則トス然レトモ被告人ノ逃亡シタル場合ニ於テハ其訊問前ト雖モ之ヲ發スルコトヲ得ルモノナリ

問題 勾留狀ノ執行機關如何

答 案

勾留狀ノ執行機關ハ左ノ如シ

一、通常ノ場合

巡查憲兵卒ナリ

二、在監ノ被告人ニ對シテ發シタルモノハ司獄官吏之ヲ執行ス

問題 令狀ノ種類如何

答 案

令狀ノ種類ハ第一、召喚狀第二、勾引狀第三、勾留狀是ナリ

問題 準現行犯トハ如何

答 案

準現行犯トハ現行犯ニ準シ同一ノ取扱ヲ爲スモノニシテ法律ハ左ノ場合ニ以テ準現行犯ナリトス

一、犯人トシテ一人又ハ數人ニ追呼セララル、トキ

二、兇器贓物其他ノ物件ヲ携帯シ又ハ身體被服ニ顯著ナル犯罪ノ痕跡アリテ犯人ト思料スヘキトキ

三、家宅内ニ於テ犯シタル罪ヲ檢證スル爲メ又ハ犯人ト思料スヘキ

モノヲ逮捕スル爲メ戸主ヨリ官吏ニ其處分ヲ求メタルトキ

問題 告訴ト告發ノ意義如何

答 案

告訴トハ直接又ハ間接ノ被害者ヨリ犯罪アルコトヲ捜査官ニ申告スルコトヲ謂フ告發トハ被害者以外ノ者カ犯罪アルコトヲ捜査官ニ申

告スルヲ謂フモノニシテ其申告者ノ異ルヨリシテ其名稱ヲ異ニセルナリ

問題 官吏公吏ノ告發如何

答 案

官吏公吏カ其職務ヲ執行スルニ該リ犯罪アルコトヲ認知シ又ハ思料シタルトキハ速ニ其職務ヲ行フ地ノ檢事ニ告發セサルヘカラス而シテ官吏公吏ノ告發ハ義務トシテ爲サ、ルヘカラサルモノニシテ一般人ノ告發ハ權利トシテ爲スノ差アルモノナリ

問題 告訴告發ヲ爲ス官廳如何

答 案

告訴ハ犯罪ノ地若クハ被告人所在ノ地ノ檢事又ハ司法警察官ニ爲スベク告發ハ告發人所在ノ地又ハ犯罪地ノ檢事司法警察官ニ爲スヘシ
問題 告訴告發ノ方式如何

答 案

告訴告發ノ方式ハ左ノ如シ

- 一、官吏公吏ノ爲スヘキ告發ハ官吏公吏ノ署名捺印シタル書面ヲ以テ之ヲ爲サ、ルヘカラス成ルヘク證據及ヒ事實參考トナルヘキ事物ヲ添フヘシ
- 二、一般ノ告訴告發ニハ書面方式ヲ要セス口頭ヲ以テモ之ヲ爲スコトヲ得但シ書面ヲ以テ爲ス場合ニハ告訴人ノ署名捺印ヲ要スルハ論ナシ

問題 現行犯トシテ特別處分ヲ許ス理由如何

答 案

現行犯トシテ特別處分ヲ許スハ急速ノ處分ヲ爲シ證據ヲ集ムルニ頗ル便利ニシテ證據湮滅ヲ憂ナキカ爲メナリ

問題 保釋トハ如何

保釋トハ被告人又ハ法橋上代理人ノ請求ニヨリ保證ヲ立テシメ一時勾留人ヲ釋放スルコト即チ勾留狀ノ效力ヲ一時停止スルトコロノ處分ナリ而シテ其之ヲ許可スルニハ左ノ三條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一、保釋ノ請求者ハ未決勾留中ノ被告人又ハ法律上代理人ナルヲ要ス勾留ヲ受ケサル被告人并ニ裁判確定ノ後ニ保釋ナキコト明カナリ

二、保釋ノ請求アルコトヲ要ス

保釋ハ裁判所ノ職權ニ屢セス請求ヲ待テ始メテ許可スヘキモノナリ

三、被告人ヨリ何時ニテモ裁判所ノ呼出ニ應シテ出頭スヘキノ證書ヲ差出シ且ツ保證金ヲ出スコトヲ要ス

保證金ハ通常金錢若クハ有價證券ナルベシト雖モ又裁判所ノ管

轄地域内ニ住シ且ツ十分ナル資力アルモノヨリ差出ス所ノ金額

ニ充ツヘキ保證書即チ第三者ノ保證書ニテモ可ナリ而シテ其金

額ハ豫審判事又ハ裁判所ノ定ムベキモノトス

附言

公判ニハ保釋ニ關スル規定ナキタメ或ハ保釋ハ豫審ノ場合ニアラサレハ許可セサルモノト論スル學者ナキニアラサレトモ既ニ勾留ノ必要ナキトキハ之ヲ勾留シ置クノ理由ナク又一方ニ於テハ勾留取消ノ規定ナケレハ若シ保釋ヲ爲シ能ハストスルトキハ故ナク勾留ヲ繼續セシムル結果ヲ生スヘシ總テ保釋責付ニ關スル豫審ノ規定ハ公判ニ準用セラル、モノナリ尙ホ當ニ公判ニノミナラス訴訟手續ノ進行中ハ上級審ニ於テモ之ヲ許スコトヲ得ヘキモノナリ

問題 現行犯トハ如何

答 案

現行犯トハ左ノ如シ

一、現ニ行ヒ又ハ現ニ行ヒ終リタル際發覺シタル罪ヲ云フ
左ノ場合ヲ以テ准現行犯トス

一、犯人トシテ一人又ハ數人ニ追呼セラル、トキ

二、兇器贓物其他ノ物件ヲ携帶シ又ハ身體被服ニ顯著ナル犯罪ノ痕跡アリテ犯人ト思料スヘキトキ

三、家宅内ノ犯罪ヲ檢證スル爲メ又ハ其犯人ト思料スヘキモノヲ逮捕スル爲メ戸主ヨリ官吏ニ其處分ヲ求メタルトキ

問題 現行犯ノ場合ニ於テ何人ト雖モ其犯人ヲ逮捕シ得ヘキヤ

答 案

左ノ場合ニ於テハ何人ト雖モ之ヲ逮捕スルコトヲ得

一、禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ現行犯アル場合ニ於テハ直チニ之ヲ逮捕

スルコトヲ得ルモノナリ

此場合ニ於テハ其被告人ヲ司法警察官ニ引致スヘシ若シ能ハサルトキハ自己ノ氏名住所職業及ヒ其逮捕ノ事由ヲ陳述シ假ニ之ヲ巡查憲兵卒ニ引渡スコトヲ得而シテ引渡ヲ爲シタルトキハ速ニ之ヲ告訴又ハ告發ヲ爲スヘキモノナリ

問題 豫審ノ性質如何

答 案

豫審手續ハ被告事件ヲ公判ニ付スヘキヤ免訴スヘキヤヲ定ムル爲メ材料ヲ蒐集スル下調手續ナリ豫審ノ性質ハ實質ニ於テハ捜査ノ繼續ニシテ形式ニ於テハ裁判所ノ審理處分ナリ

問題 檢事豫審ヲ求ムルトキハ如何ナル手續ヲナスヘキ

答 案

檢事豫審ヲ求ムルトキハ證據及ヒ事實參考トナルヘキ事物ヲ送致シ

且ツ臨檢スヘキ場所逮捕スヘキ人名及證人トナルヘキモノヲ指示セサルヘカラサルモノトス

問題 囚徒逃走ノ場合ニ於ケル逮捕權ト刑事訴訟法第六十條トノ關係如何

答 案

囚徒逃走ノ場合ニ於テハ其二十四時間内ハ看守ニ逮捕ノ權アルモノニシテ二十四時間經過ノ後ニ於テ普通逮捕權アルモノ、手ニ移ルモノナルコトハ監獄則ノ明定スルトコロナリ然ルニ囚徒ノ逃走セル場合ハ所謂現行犯トシテ取扱テ爲スコトヲ得ルハ論ヲ俟タサルトコロナリ蓋シ囚徒逃走罪ハ囚徒ナル身分アルモノ、犯ス所ノ罪ニシテ逃走ノ場合ハ即チ現ニ行ヒ又ハ行ヒ終リタル際發見シタルモノニシテ此場合ニ於テハ是又一般人カ逮捕ノ權アルコトハ刑訴法第六十條ノ規定スル所ナリ故ニ此場合ニ於テハ二十四時間内即チ看守ノ逮捕權アル

ル内ト雖モ一般人ニ於テ之ヲ逮捕スルコトヲ得ト云ハサルヘカラズ但此場合ニ於テハ其逮捕者ハ第六十一條ノ手續ヲ爲サ、ルベカラサルコトハ論ヲ俟タサルトコロナリ

問題 辯護人ハ被告人ノ意思ニ反シ辯論ヲ爲スコトヲ得ルヤ
答 案

辯護人ノ位置ハ法律上ノ智識ヲ以テ被告人ヲ補助スルモノナレハ被告人ニ利益ナル攻撃及ヒ防禦ノ方法ハ被告人ノ意思ニ反スルト否トニ關セス之ヲ用ヒ辯論スルコトヲ得ルナリ

問題 法律ニ違背シタル裁判トハ如何
答 案

法律ニ違背シタル裁判トハ法則ヲ適用セス又ハ不當ニ適用シタルトキニシテ刑訴法第二百六十九條ニ定メタル場合ナリ即チ左ノ如シ
一、法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラレタル判事裁判ニ參與シタ

ルトキ

但忌避ノ申請又ハ上訴ヲ以テ除斥ノ理由ヲ主張シタルモ其效ナカリシトキハ之ヲ以テ上告ノ理由トナスヲ得ス

二、判事忌避セラレ其忌避ノ申請ヲ理由アリト認メタルニモ拘ラズ裁判ニ參與シタルトキ

三、規定ニ從ヒ判決裁判所ヲ構成セザリシトキ

四、裁判所ニ於テ其管轄違フ不當ニ認メタルトキ

五、法律ニ背キ公訴ヲ受理シ又ハ受理セザルトキ

六、法律ニ定メタル場合ニ於テ檢事ノ意見ヲ聽カサルトキ

七、裁判所ニ於テ請求ヲ受ケタル事件ニ付判決ヲ爲サス又ハ職務ヲ以テ判決スルコトヲ得ヘキ場合ヲ除ク外請求ヲ受ケサル事件ニ

付判決ヲ爲シタルトキ

八、判決ヲ公行セス又ハ公開ヲ禁スル旨渡ナクシテ辯論ヲ公ニセザ

ルトキ

九、裁判ニ理由ヲ付セス又ハ其理由ノ錯誤アルトキ

十、擬律ノ錯誤アルトキ

問題 證人ノ義務如何

答案

證人ノ義務ハ即チ左ノ如シ

一、出頭ノ義務

二、供述ノ義務

三、宣誓ノ義務

問題 證人ハ義務ニ違背シタル場合ニ於テハ何等制裁ナキヤ

答案

證人カ義務ニ違背シタル場合ニ於ケル制裁ハ即チ左ノ如シ

第一、出頭ノ義務ニ違背シタル場合

呼出ニ應セサルトキハ其不參ニ因リ生シタル費用ノ賠償及ヒ
二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ言渡サル、ナリ
再度ノ不參ノ場合ニハ費用賠償ノ外二倍ノ罰金ヲ言渡サル、
ナリ

右ノ外何レノ場合ニモ拘引狀ヲ發セラル

第二、宣誓ヲ肯セス又ハ供述ヲ肯セルトキハ罰金ヲ言渡サルベシ

問題 何人ト雖モ證人タルコトヲ得ルヤ

答 案

何人ト雖モ證人タルコトヲ得ルヲ以テ原則トス然レトモ現行法ハ或
ル理由ヨリシテ證人無能力者ヲ認メタリ即チ左ノ如シ

(イ)民事原告人

(ロ)民事原告人及ヒ被告人ノ親族

(ハ)民事原告人及ヒ被告人ノ後見人又ハ此等ノ者ノ後見ヲ受クル

者

(三)民事原告人及ヒ被告人ノ雇人又ハ同居人

(ホ)十六歳未満ノ幼者

(ヘ)知覺精神ノ不充分ナル者

(ト)暗啞者

(チ)公權ヲ剝奪セラレ又ハ公權ヲ停止セラレタル者

(リ)禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ事件ニ付公判ニ付セラレタルモノ

(ス)現ニ供述ヲ爲スヘキ事件ニ付會ヲ訴ヲ受ケ其證憑充分ナラサ
ルニ因リ免訴ノ言渡ヲ受ケタル者

問題 證人虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ如何

答 案

證人トハ當該訴訟事件ニ關シテ過去ノ事實ニ付訴訟外ニ於テ實驗シ
タル事實ヲ裁判官ニ對シテ證明ノ爲メ供述ヲ爲ス第三者ナラ故ニ證

人ハ其事實ニ付キ實驗シタル顛末ヲ正實ニ供述セサルヘカラサルモ
ノニシテ是一ノ公義務ナリ此義務ニ違犯シテ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル
トキハ之カ爲メ裁判ノ進行ヲ妨クニ至ル法韓カ此場合ニ於ケル制裁
トシテ刑法ニ於テ偽證罪ヲ規定シテ是等不正ノ徒ヲ處罰スル以所ナ
リ

問題 證言ヲ拒ムコトヲ得ル者如何

答 案

一、官吏公吏又ハ官吏公吏タリシ者カ其職務上默秘スヘキ義務タル
事情ニ關スルトキ

二、醫師藥商產婆辯護士神官僧侶等其身分職業ノタメ委托ヲ受ケタ
ルニ因テ知りタル事實ニシテ默秘スヘキモノニ關スルトキ

問題 證人能力アルモノヲ事實參考人トシテ又ハ事實參考人トシテ訊
問スヘキモノヲ證人トシテ訊問スルコトヲ得ルヤ

答 案

本問ハ消極ニ解サ、ルヘカラサルナリ或ハ證人タルヘキ者ヲ事實參
考人トシテ訊問スルモ證人ノ資格ヲ侵スモノニアラサルカ故ニ差支
ナシト云フモノアリ然レトモ事實參考人ニ關スル規定ハ制限的ノ規
定ニシテ斯ル自由ヲ裁判所ニ許スモノト解スルコトヲ得サルナリ恰
モ事實參考人トシテ證人タルヘキ者訊問スルコトヲ得サルカ如ク事
實參考人ヲ證人トシテ訊問スルコトヲ許サ、ルモノナリ

問題 豫審終結決定ノ種類ヲ舉ケヨ

答 案

豫審終結決定ノ種類ハ即チ左ノ如シ

- 一、管轄違ノ決定
- 二、免訴ノ決定
- 三、公判ニ移スノ決定

問題 豫審免訴ノ決定ヲ爲ス場合如何

答 案

豫審ニ於テ左ニ記載ノ場合ニ於テハ免訴ノ言渡ヲ爲スヘキモノトス

第一、犯罪ノ證據充分ナラサルトキ

第二、被告事件罪トナラサルトキ

第三、公訴ノ時効ニ罹リタルトキ

第四、確定判決ヲ經タルトキ

第五、大赦アリタルトキ

第六、法律ニ於テ其罪ヲ全免スルトキ

問題 欠席判決ニ對スル故障申立ノ期間如何

答 案

故障ノ申立ハ三日トス其期間ハ被告人自ラ判決ノ送達ヲ受ケ又ハ判

決ノ執行ニ依リ刑ノ言渡アリタルコトヲ知リタル日ヨリ起算スヘシ

リ故ニ貯藏使用ノ際充分ニ注意ヲ加ヘ其ノ危険ヲ防カン爲メ

凡十萬分ノ二「フロキシ」ヲ加ヘテ著色シ一見識別シ易カラシ

ムルヲ要ス但金屬製ノ器ニ貯藏スヘカラス

昇承水ハ陶器、硝子品又ハ本製具ノ消毒ニ用フヘシ食飲器、

玩具、疊、敷物ノ消毒飲料水ニ滲透スヘキ場所ノ消毒及金屬

製品 糞便、吐瀉物ノ消毒ニ用フヘカラス

三、生石灰(少量ノ水ヲ灌ケハ熱ヲ發シテ崩壞スルモノ)生石灰末

(生石灰ニ少量ノ水ヲ加ヘ紛末ト爲シタルモノ)

生石灰末ハ用ニ臨ミテ之ヲ製シ吐瀉物其ノ他排泄物、溝渠、

芥溜、床下等ノ消毒ニ用フヘシ吐瀉物其ノ他ノ排泄物ヲ消毒

スルニハ少クモ其ノ容量五十分一ヲ投シ能ク攪拌スヘシ、溝

渠、芥溜ニ對スル量ハ之ニ準シ床下ニ在テハ其ノ全面ニ撒布

スヘシ

ヲ公訴ヲ受理シタルモノトス

第二、地方裁判所検事及ヒ區裁判所検事ハ豫審判事ヨリ先ニ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル事件アルコトヲ知リタル場合ニ於テ其事
件急速ヲ要スルトキハ豫審判事ヲ待ツコトナク其旨ヲ通知シテ
犯所ニ臨檢シ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

第三、區裁判所檢事カ其裁判所ノ管轄ニ屬スル現行犯アル場合ニ
於テ急速ヲ要スルトキハ(第二)ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第四、司法警察官モ(第二)(第三)ニ於テ檢事ニ許シタル處分ヲ仮リニ
之ヲ行フコトヲ得

但シ司法警察官ハ勾留狀ヲ發スルコトヲ得サルナリ

問題

檢事司法警察官ノ現行犯ニ對スル處分ハ豫審處分ニ屬スルヤ又
ハ搜查處分ニ屬スルヤ

答 案

本問ニ付テ議論ノ岐ル、所ハ檢事及司法警察官ハ此處分ニ着手スレ
ハ公訴力起リタルモノナルヤ否ヤ即チ起訴前ノ處分ナリヤ否ヤニ在
リ而シテ此問題ノ繫ル所ト其結果トシテ生スル差異頗ル小ナラス若
シ之ヲ搜查處分ナリトセハ時效中斷ノ效ヲ生スルコトナカルヘク又
土地ノ管轄ニツキ先着手ノ管轄トナルト否トノ差異ヲ生スヘシ故ニ
各場合ニ附キ之ヲ説明シ以テ答ヘト爲サン

第一、司法警察官ハ現行犯處分ヲ爲シタルトキハ證憑事實ニ意見
書ヲ添ヘ速ニ之ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送致スルモノトス此場合
ニ於テ之ヲ受取リタル地方裁判所檢事ハ一切ノ書類ニ請求書ヲ
添ヘ豫審判事ニ送致スヘキモノトセリ此豫審ノ請求ニ依リ公訴
ハ起ルモノトス而シテ區裁判所檢事カ司法警察官ヨリ送致ヲ受
ケタルトキハ法律ニ別段ノ規定ナシト雖モ地方裁判所檢事ノ爲
スヘキ手續ト異ナルヘキ理由ナキヲ以テ其裁判所ノ公判ニ起訴

スヘキモノナリ

第二、區裁判所檢察ハ現行犯ノ處分ヲ爲シタルトキハ地方裁判所

ニ屬スル事件ナルトキハ證憑書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ地方裁判所
所檢察ニ送致スヘク之ヲ受取リタル檢察ハ豫審請求書ヲ添ヘ豫
審判事ニ送致シ以テ起訴ノ手續ヲ爲サ、ル可カサルナリ區裁判
所ニ屬スル事件ニ付キ被告人ヲ勾留シタルトキハ三日内ニ起訴
ノ手續ヲ爲スヘキモノナリ此場合ニ於テモ又起訴アリタルモノ
ト云フヲ得サルナリ

第三、地方裁判所檢察現行犯處分ヲ爲シタルトキハ豫審ヲ求ムル

ニ及ハスト思料シタル事件ニ付テハ其裁判所ノ公判ニ直チニ起
訴セサル可ラス又豫審ヲ求ムヘキモノニ付テハ證憑書類ニ豫審
請求書ヲ添付シ豫審判事ニ送致スヘキモノナリ此場合ヲ以テ起
訴シタルモノト見ルコトヲ得ヘシ

右ノ理由ヨリシテ之ヲ左ノ如ク斷定セン

- 一、檢察司法警察官ノ現行犯處分ハ記訴前ニ處分ニシテ之ヲ豫審處分
ト云フコト能ハス現行犯ニシテ急速ヲ要スルカ故ニ強制力ヲ用
ユル所ノ一ノ搜查處分ナリ

問題 公判開廷ノ原因如何

答 案

公判ノ開廷ハ

- 一、 檢察ヨリ起訴アリタルトキ
 - 二、 豫審判事ヨリ事件ヲ移送ノ決定アリタルトキ
 - 三、 上級裁判所ヨリ事件ヲ移サレタルトキ
 - 四、 大審院ノ特別事件ニ付自ラ決定シテ公判ニ付スルトキ
- 是等ノ方法ノ一ニヨリ裁判所事件ヲ受理シタルトキハ開廷日ヲ定メ
檢察及ヒ被告人ニハ二日前辯護人アルトキハ之ヲ辯護人ニ通知シ以

テ開廷ニ至ルモノナリ

問題 控訴トハ何ソ

答 案

控訴トハ未タ確定セサル一審ノ判決ニ對シテ廢棄變更ヲ目的トシテ
上級裁判所ニ申立ヲ爲ス所ノ救濟方法ナリ

問題 上訴申立ノ權利者如何

答 案

上訴申立ヲ爲スコトヲ得ルモノハ即チ左ノ如シ

一、 檢事及ヒ被告人

二、 辯護人

三、 法律上代理人

四、 私訴ニ付テハ民事原告人、民事被告人、民事擔當人及ヒ民事參加人

モ上訴ヲ爲スヲ得ヘシ

問題 控訴ノ期間ヲ示セ

答 案

控訴ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ五日トス

問題 欠席判決ヲ受ケタル者故障ヲ爲サスシテ直チニ控訴ヲ爲スコト

ヲ得ルヤ

答 案

然リ故障ノ期間内ト雖モ故障ヲ爲スト否トハ被告人ノ自由ニシテ故
障ヲ爲サスシテ直チニ控訴ノ申立ヲ爲スコトヲ得ベシ

問題 控訴提起ノ效力如何

答 案

控訴提起ノ效力ハ即チ左ノ如シ

第一、 確定力停止ノ效力ヲ生ス

凡テ上訴ハ正當ノ裁判ヲ求ムル爲メニ存スルカ故ニ上訴ノ申立

アルニ拘ラス權利確定ノ効力ヲ裁判ニ生セシムヘカラス故ニ上訴ハ裁判ノ確定力ヲ發生スルコトヲ妨クルノ効力ヲ有スルモノナリ

第二、移審ノ効力ヲ生ス

上訴ノ申立アルトキハ其訴訟ハ上訴ニ係ル部分ニ限り原裁判所ヲ脱離シテ上級裁判所ニ繫屬スルモノナリ之ヲ移審ノ効力ト云フ

問題 上告ト如何

答案

上告トハ第二審ノ判決ニ對シテ法律ニ違背スルコトヲ理由トシテ破棄變更ヲ求ムル不服ヲ申立ナリ故ニ上告ノ眼目ハ法律點ニ於テ第二審ノ判決ノ全部又ハ一部ヲ破棄シテ上告裁判所ヲシテ自ら裁判セシメ又ハ他ノ裁判所ニ移シテ之ヲ裁判セシムルニアリ

問題 上告申立ノ期間如何

答案

上告申立ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ三日トス其申立書ハ原裁判所ニ差少シ又趣意書ヲ判決言渡ノ日ヨリ五日内ニ差出サ、ル可ラス

問題 上告裁判所ハ本案ノ裁判ニ付自ら裁判スル場合アリヤ

答案

上告裁判自身裁判ヲ爲ス場合ハ左ノ如シ

一、擬律ノ錯誤アルトキ

此場合ニハ犯罪事實既ニ確定シ唯法律ノ適用ニ付テ違背アルモノナレ、本案ノ裁判ヲ爲スコトヲ得ヘク刑ノ言渡ヲ爲スコトヲ得

但犯罪事實ノ確定カ適法ニシテ且正確ナル場合ニ限ルコト勿論

ナリ

第二、法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルトキ

此場合モ亦事實ノ審理ヲ要スルモノニアラサレハ上告裁判所ニ於テ直チ裁判スヘキモノトス

問題 抗告トハ如何

答 案

抗告トハ裁判所又ハ判事ノ爲シタル決定ニ對シテ爲ス所ノ不服ノ上訴方法ナリ他ノ上訴ト異ル所ハ攻撃セラル所ノモノ決定タルノ一點ニシテ其他ハ控訴ト全シク事實及ヒ法律ノ兩點ニ付キ原裁判ヲ攻撃スルモノトス

問題 非常上告トハ何ソ及ヒ其條件ヲ示セ

答 案

非常上告トハ確定判決ニ對スル攻撃方法ニシテ實體法適用ノ誤謬ア

ル場合ニ許スモノニシテ其條件左ノ如シ

- 一、第一審裁判所又ハ第二審裁判所ノ確定ナルコトヲ要ス
- 此場合ニ於テ上訴スルモノナリ其判決ノ確定シタルコトヲ要ス
- 二、法律ニ於テ罰セサル行爲ニ對シテ刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタル場合ナラサルヘカラス

問題 再審トハ如何及ヒ條件ヲ擧ケヨ

答 案

再審ノ訴ハ事實ノ誤認アル確定判決ヲ覆シ新ナル審理裁判ヲ求ムル訴ナリ其條件ハ即チ左ノ如シ

- (一)通常裁判所ノ確定判決ナルコトヲ要ス
- (二)禁錮以上ノ刑ヲ言渡タル判決ナルコトヲ要ス
- (三)再審ノ原因アルコトヲ要ス
- (四)再審ノ原因ハ原判決ニ影響アルコトヲ要ス

問題 再審ノ訴ヲ爲ス權利如何

答 案

- 一、刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事
- 二、刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル控訴院ノ檢事
- 三、刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル上告裁判所檢事
- 四、刑ノ言渡ヲ受ケタル者
- 五、刑ノ言渡ヲ受ケタル者死亡シタルトキハ其親族

問題 刑ノ執行ヲ爲ス時期如何

答 案

刑ノ執行ハ判決確定ノ後ニ爲スモノニシテ上訴期間中又ハ上訴ニ因リ其判決ノ確定スルマテハ執行ヲ受クルコトナシ之ニ反シテ言渡確定シタルトキハ死刑ヲ除ク外直チニ之ヲ執行スルモノトス

第二章 巡查看守採用規則

第一節 巡査採用規則

明治二十四年九月内務省訓令第二十號

本規則ハ發令ノ後二十四年内務省訓令第二十三號二十五年全十三號二十六年全第十九號二十七年全第十號二十八年全第八號三十年拓殖務省訓令第十九號全年内務省訓令第十七號三十二年全第三十五號三十三年全二十七號三十七年全第六號ヲ以テ條中改正

第一條 巡査ハ試験ノ上採用スヘキモノトス但シ左ニ記載タシル者ハ此限ニアラス

- 一、會テ判任官以上ノ職ヲ奉シタル者及文官任用令第三條ニ依リ判任官タルノ資格ヲ有スル者
- 二、巡査精勤證書ヲ有スル者

- 三、管テ巡查ノ職ヲ奉シ退職後滿五年ヲ經過セサル者
- 四、陸軍兵卒ニシテ現役滿期トナリ又ハ戰時召集ヲ解除セラレ下士適任證書ヲ有スル者

第二條

巡查志願者ハ品行方正年齡廿年以上四十五年未滿ニシテ徵兵

ニ相當セス且左ノ諸項ニ牴觸セサル者タルヘシ但シ管テ巡查ノ職ヲ奉シタル者ニシテ年齡五十年未滿ナル者ハ巡查志願者タル事ヲ得

- 一、重罪ノ刑又ハ重禁錮ノ刑ニ處セラレ若クハ同上ノ刑ニ處セラレタル者及ヒ輕禁錮ノ刑ニ處セラレ滿期後五年ヲ經過セサル者但舊法ニ依リ施體ノ刑ニ處セラレタル者ハ總テ本文ノ權衡ニ準ス
- 二、賭博犯處分規則ニ例リ懲罰ニ處セラレタル者
- 三、巡查徵罰例又ハ官吏徵戒例ニヨリ免職セラレ若クハ故ナク巡查ヲ辭職シ二年ヲ經過セサル者

- 四、身分不相應ノ負債アル者又ハ家資分散者タルノ宣告ヲ受ケ未タ復權ヲ得サル者又ハ從前身代限ノ處分ヲ受ケ未タ辨償ノ義務ヲ終ヘサル者
- 五、酒癖アル者又ハ暴行ノ癖アル者

第三條

體格ノ検査ハ左ノ諸項ニ適合スル者ヲ以テ合格トス

- 一、體質善良ナル者即チ左ニ記載スル等ノ缺所ナキ者
- 四肢完具セサル者但執筆把握ニ差支ヘサル指ノ萎小彎屈強直等ノ類ハ此限ニアラス
- 胸腔機關及腹内臟器若クハ皮膚病較著ノ疾病アル者但較著ノ疾病ニアラザルモ全身諸機關ノ機能減衰ノ者亦同シ
- 服裝又ハ運動ニ不便ナル者
- 發生物畸形等容貌體勢醜惡ナル者
- 二、身幹五尺以上ニシテ胸圍約身長ノ半ニ等シキ者

- 三、兩眼共視力三分ノ二以上ニシテ辨色力完全ノ者
- 四、聽力六尺ノ距離ニ於テ低語ヲ聽識シ得ル者
- 五、言語應答明瞭ニシテ充分ノ發聲ニ堪ユル者
- 六、精神完全ナル者即チ精神病及ヒ神經病癲癲狂癲癩及舞踏病癩癩等ノ病ナキ者

第四條 巡査技藝ノ試験ハ左ノ諸項ニ適合スル者ヲ以テ合格トス

- 一、刑法刑事訴訟法警察法規等ノ大要ニ通スル者
- 二、本邦歴史及ヒ地理ノ大略ニ通スル者
- 三、假名交リノ論文又普通往復文ヲ作り得ル者
- 四、算術加減乗除ヲ爲シ得ル者
- 五、普通ニ楷書又ハ行書ヲ書キ得ル者

第五條 巡査ノ試験ハ廳府縣巡査教習所ニ於テ警部二名以上立會ノ上巡査教習所長之ヲ施行スヘシ

第六條 試験ノ上巡査ニ採用スヘシト定マリタル者ハ警視廳ニ於テ
 一、巡査本部長北海道廳及府縣ニ於テハ警務長親シク左ノ諸件ヲ宜告シ督書ヲ徴シタル上採用スヘシ

- 一、巡査タル者ハ官吏服務紀律ヲ恪守スヘキハ言ヲ俟タス常ニ上官ノ命令ヲ遵守シ勤務中ハ勿論勤務ニ服セサルトキト雖モ
 一、政治ノ是非得失ヲ論評スルカ如キ事決シテアルマシキ事
 一、巡査タル者ハ常ニ人民ノ保護者タルコトヲ記憶シ之ニ對シテ
 一、丁寧親切ヲ旨トシ而モ之ト相押昵スルカ如キ事ナク職務上ニ於テ負擔スル百般ノ責務ハ最モ嚴正忠實ニ之ヲ踐行スヘキ事
 一、巡査タル者ハ一端奉職ノ上ハ他念ナク職務ニ從事シ五箇年未滿ニシテ一身ノ故ヲ以テ辭職スルカ如キコト決シテアルマシキ事

一、巡査タル者ハ自身ハ勿論家族ニ至ル迄專ラ品行ヲ正シク警

察官吏タリ又家族タル對面ヲ汚損スルガ如キ所業決シテアル
マシキ事

第七條 巡查タルヘキ者ヨリ呈セシムヘキ誓文ハ左ノ如シ但シ前條
各官ノ面前ニ於テ本人ヲシテ自書捺印セシムヘシ

某儀

今般何廳府縣巡查志願仕候ニ付御採用ヲ被ルニ於テハ官吏服務紀
律ヲ恪守仕ルヘキハ勿論人民ニ對シテハ丁寧親切ニ職務ヲ執行シ
且ツ總テノ法律命令ヲ遵守シ職任上百般ノ責務ハ嚴正忠實ニ踐行
仕ルヘク又奉職五箇年ニ滿タスシテ一身ノ故ヲ以テ自ラ職務御免
相願候様ノ儀決シテ無之且ツ自分ハ勿論家族ニ至ル迄品行方正ニ
相保テ警察官吏タリ又其家族タル對面ヲ汚損致シ候様ノ所業決シ
テ仕ルマシク依テ誓文如件

府縣國郡市町番地身分

明治年月日

何 某 實印

第八條 削除

第二節 看守採用規則

明治二十六年十二月內務省訓令第二十六號發布
全二十八年全省訓令第十七號全三十年全第十八
號全三十四年司法省訓令第八號條中改正全卅七
年全省訓令第一號

第一條 看守ハ試驗ノ上採用スヘキモノトス但左ニ記載スル者ハ此
ノ限ニアラス

- 一 判任官ノ職ニ在リタル者及判任官タルノ資格ヲ有スル者
- 二 看守精勤證書ヲ有スル者

三 削除

四 陸軍兵卒ニシテ現役滿期トナリ又ハ戰時召集ヲ解除セラレ下
士適任證書ヲ有スル者

第二條 看守志願者ハ品行方正年齡二十一年以上四十五年未滿ニシ

テ徵兵ニ相當セス且左ノ諸項ニ抵觸セサルモノタルヘシ

一 重罪ノ刑又ハ重禁錮ノ刑ニ處セラレ若クハ同上ノ刑ニ處セラ
ルヘキ罪ヲ犯シ單ニ監視ニ付セラレタル者及輕禁錮ノ刑ニ處セ
ラレ滿期後五年ヲ經過セサル者但舊法ニ依リ處刑セラレタル者
亦之ニ準ス

二 賭博犯處分規則ニ依リ徵罰ニ處セラレタル者

三 免官又ハ免職ノ處分ヲ受ケ滿二年ヲ經過セサル者

四 身分不相應ノ負債アル者又ハ家資分散者タルノ宣告ヲ受ケ未
タ復權ヲ得サル者又ハ從前身代限ノ處分ヲ受ケ未タ辯償ノ義務
ヲ終ヘサル者

五 酒癖アル者又ハ暴行ノ癖アル者

第三條 看守體格ノ検査ハ左ノ諸項ニ適合スル者ヲ以テ合格トス

一、體質善良ナル者即チ左ニ記載スル等ノ缺所ナキ者四肢完具セ
ナル者但執筆把握ニ差支ヘサル指ノ萎小彎屈強直等ノ類ハ此限
ニアラス

胸腔機關及腹内臟器若クハ皮膚病較著ノ疾病アル者但較著ノ疾
病ニアラサルモ全身諸機關ノ機能減衰ノ者亦同シ

服裝又ハ運動ニ不便ナル者

贅生物畸形等容貌醜惡ナル者

二、身幹五尺以上ニシテ胸圍約身長ノ半ニ等シク呼吸縮長ノ差一
寸以上ノ者

三、兩眼共視力三分ノ二以上ニシテ辨色力完全ノ者

四、聽力六尺ノ距離ニ於テ低語ヲ聽識シ得ル者

五、言語應答明瞭ニシテ充分ノ發聲ニ堪ユル者

六、精神完全ナル者即チ精神病及ヒ神經病鬱憂癲狂痴癡及舞蹈病

癲癩等ノ病ナキ者

第四條 看守技藝ノ試験ハ左ノ諸項ニ適合スル者ヲ以テ合格トス

一、刑法、刑事訴訟法、裁判所構成法、監獄則施行細則等ノ大要

ニ通スル者

二、普通往復文及ヒ申告書ヲ作り得ル者

三、加減乗除ヲ爲シ得ル者

四、普通ニ楷書又ハ行書ヲ書キ得ル者

第五條 看守ノ試験ハ看守長二名以上立合ノ上第一課長之ヲ施行ス
ルモノトス

第六條 試験ニ合格セシ者一年内ハ其合格ヲ有効トス但體格ハ此限
ニアラス

第七條 看守ニ採用スヘシト定リタル者ハ典獄親ク左ノ諸件ヲ宣告

シ警書ヲ徴シタル上採用スヘシ

一、看守タル者ハ官吏服務紀律ヲ恪守スヘキハ論ヲ俟タス常ニ上

官ノ命令ヲ遵守シ勤務中ハ勿論勤務ニ服セサルトキト雖モ政治

ノ是非得失ヲ論評スルカ如キコト決シテアルマシキ事

一、看守タル者ハ在監人ト相押昵スルカ如キコトナク職務上ニ於

テ負担スル百般ノ責務ハ最モ嚴正忠實ニ之ヲ踐行スヘキ事

一、看守タル者ハ一旦奉職ノ上ハ他念ナク職務ニ従事シ五箇年未

滿ニシテ一身ノ故ヲ以テ辭職スルカ如キコト決シテアルマシキ

事

一、看守タル者ハ自身ハ勿論家族ニ至ル迄専ラ品行ヲ正シクシ監
獄官吏タリ又其家族タル體面ヲ汚損スルカ如キ所業決シテアル

マシキ事

第八條 看守タルヘキ者ヨリ呈セシムヘキ誓文ハ左ノ如シ但典獄ノ
面前ニ於テ本人ヲシテ自書捺印セシムヘシ

誓文

某儀

今般何某監獄看守志願仕候ニ付御採用ヲ被ルニ於テハ官吏服務規律
ヲ恪守仕ルヘキハ勿論在監人ニ對シテ決シテ相押罷スルカ如キコト
ナク總テノ法律命令ヲ遵守シ職任上百般ノ責務ハ嚴正忠實ニ踐行仕
ルヘク又一身ノ故ヲ以テ自ラ職務御免相願候様ノ儀決シテ無之且ツ
自身ハ勿論家族ニ至ル迄品行方正ニ相保チ監獄官吏タリ又其家族タ
ル體面ヲ汚損致シ候様ノ所業決シテ仕ルマシク依テ誓文如件
府縣國郡市町村番地身分

明治年月日

何 某 實印

第九條 本則ヲ施行スル方法細目ハ典獄之ヲ定メ司法大臣ニ報告ス
ヘシ

○巡查看守ノ判任待遇

明治二十四年八月勅令第七十號

巡查看守ハ判任官ヲ以テ待遇ス

○巡查看守休暇概則

明治三十八年七月內務省番外達令
二十八年內務省訓令第一號改正

第一條 巡查看守ハ常ニ定員ノ充足ヲ要スルヲ以テ休暇ヲ許サ、ル
ヘキモノナレトモ其勤務上差支ナキニ於テハ皆勤ノ者ニ限り特ニ
慰勞ノ爲メ休暇ヲ與フルコトヲ得
第二條 休暇ノ日數ハ左ノ割合ニ從フ

休暇日數

- 一箇年間皆勤ノ者 三週間
- 半箇年間皆勤ノ者 一週間
- 前項ノ外五箇年己上皆勤ノ者ニハ一週間に内十箇年以上皆勤ノ者ニハ三週間に内特ニ休暇ヲ與フルコトヲ得
- 第三條 非番父母祭日及職務上負傷者ノ欠勤ハ欠勤日數ニ算入セス
- 第四條 休暇日數ハ數年ニ通算シテ併與スルヲ得ス

○巡查看守ノ恩給令

明治三十年五月勅令第四百十九號公布

本令ハ公布ノ後三十一年勅令第二百十五號三十二年勅令第三百九十號三十四年勅令第五十七號三十七年勅令第七十五號第ヲ以テ條中改正

第一條 巡查看守ノ月俸ハ巡査部長ニ在リテハ別表甲號其他ノ巡查看守ニ在リテハ別表乙號ニ依ル

第二條 巡查看守ニ任命セララル者ノ月俸ハ別表乙號五級俸以下トス判任官以上ノ官職ニ在リタル 巡査又ハ看守ノ職ニ在リタル者ニシテ巡查看守ニ任命セララルトキハ別表乙號四級俸マテヲ給スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其前職ノ月俸額別表乙號ニ給俸以上ニ相當スルトキハ別表甲號乙號ノ範圍内ニ於テ前職ノ月俸額ニ相當スル月俸額迄ヲ給スルコトヲ得

第三條 巡查看守ニシテ別表乙號四給俸以上ノ月俸ヲ受クル者ハ六ケ月ヲ經過スルニ非サレハ昇級スルコトヲ得ス但シ巡査部長看守部長ニ拔擢セラレ又ハ巡査部長看守部長ノ昇級スル場合ニ於テ別表甲號五級俸以下ヲ給スルハ此限ニ在ラス

第三條ノ二 巡查部長看守部長ニハ當分ノ内月俸十四圓ヲ給スルコトヲ得

第四條 刑事事務又ハ通辨其ノ他特別ノ技能ヲ有スルモノハ第二條第三條ヲ適用セス

前項ニ該當スル巡查看守ニハ月俸ノ外一箇月十圓ヲ超エザル特別手當ヲ給スルコトヲ得

第五條 教習中ノ巡查看守ノ月俸ハ六圓乃至九圓トス

第五條ノ二 戰時又ハ事變ニ際シ陸軍又ハ海軍ニ召集セラレタルカ爲休職ヲ命ゼラレタル巡查看守ノ陸軍又ハ海軍ニ於テ受クル俸給又ハ給料ノ額休職ヲ命ゼラレタル當時ノ俸給額ヨリ寡少ナルトキハ其不足額ニ相當スル金額以内ノ休職給ヲ給スルコトヲ得

第六條 月俸ハ新任昇級降級復職トモ發命ノ翌日ヨリ計算シ退職ノ日ハ日割ヲ以テ計算ス廢廳若クハ事務ノ伸縮ニ因リ免職シタルト

キ又ハ休暇死亡ノトキハ當月分ノ全額ヲ給ス休職當月復職スルトキハ其月ノ俸給ハ更ニ支給セス

第七條 病氣ノ爲執務セサルコト六十日ヲ踰ユル者及ヒ私事ノ故障ニ依リ執務セサルコト二十日ヲ踰ユル者ハ日割ヲ以テ月俸ノ半額ヲ減ス但シ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ又ハ服忌ヲ受クル者ハ此限ニアラス

附則

第八條 本令ハ地方ノ狀況ニ依リ明治三十一年三月三十一日迄其施行ヲ延期スルコトヲ得

第九條 明治二十三年勅令第二百二十八號中第四號明治二十四年勅令第五百五十九號及ヒ明治二十六年勅令第十五號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

別表

甲 號		乙 號	
一級	廿五圓	一級	十五圓
二級	二十二圓	二級	十四圓
三級	二十圓	三級	十三圓
四級	十八圓	四級	十二圓
五級	十六圓	五級	十一圓
六級	十五圓	六級	十圓
七級		七級	九圓

○巡查看守退隱料及遺族扶助料法

明治三十四年七月法律第三十八号

第一條 巡査又ハ看守勤績十年以上ニシテ左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ退隱料ヲ給ス

一、年齡五十歳ヲ超エ退職シタルトキ

二、傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘズ退職シタルトキ

三、廢官廢廳ニ依リ退職シタルトキ

四、身体若ハ精神ノ衰弱又ハ事務ノ都合ニ依リ退職ヲ命セラレタルトキ

前項ノ退隱料年額ハ退職當時ニ於ケル月俸三箇月分トシ勤績十年以上三十年ニ至ル迄一年ヲ加フル毎ニ退職當時ノ月俸額十分ノ一ヲ増加ス

第二條 巡査又ハ看守勤績一年以上十年未滿ニシテ第一條第一項各
項ノ一ニ當ルトキハ一時金ヲ給ス但シ退隱料ヲ受クル者又ハ受ク
ヘキ者ハ此限ニ在ラス

一時金ハ退職當時ニ於ケル月給ノ三分ノ二ニ勤績年數ヲ乗シタル
者トス

第三條 退隱料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者再ヒ前職ニ就キ勤績一年

以上ニシテ第一條第一項各號ノ一ニ當ルトキハ前後通算シテ勤績三十年ニ至ル迄後ノ勤績一年ヲ加フル毎ニ後ノ退職當時ニ於ケル月俸額十分ノ一ヲ退職料年額ニ増加ス

一時金ヲ受ケタル者又ハ受クヘキ者再ヒ前職ニ就キ第一條第一項各號ノ一ニ當ルトキハ前後通算シテ勤績十年以上ニ至ル者ニハ第一條ニ依リ退職料ヲ給シ十年未滿ノ者ニハ第二條ニ依リ後ノ勤績年數ニ對スル一時金ヲ給ス

第四條 巡查又ハ看守職務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ一年以上ノ用ヲ失ヒ又ハ左ニ準スヘキ者ト爲リ其ノ職ニ堪ヘス退職シタルトキハ退職料ヲ給ス

前項ノ退職料年額ハ退職當服ノ月俸三箇月分乃至六箇月分トス
第一條及第三條ニ依リ退職料ヲ受ケル者又ハ受クヘキ者本條第一項ニ當ルトキハ其退職料年額ニ退職當時ノ月俸四箇月分以内ヲ増

加ス

前二項ニ依ル退職料年額及増加金額ハ傷疾疾病ノ輕重ニ依リ之ヲ定ム

第五條 前條ノ規定ハ職務ノ爲メ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シタル後二年以内ニ其傷疾疾病ニ起因シ前條第一項ニ當ルニ至リタル者ニ之ヲ準用ス

第六條 巡查又ハ看守交互ニ轉職シ又ハ他ノ官職ニ轉シタルトキハ事務ノ場合ニ依リ退職ヲ命セラル者ト做ス

第七條 巡查又ハ看守左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ遺族ニ扶助料ヲ給ス

一、職務ノ爲メ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ在職中死亡シタルトキ

二、勤務十年以上ニシテ在職中死亡シタルトキ

三、退隠料ヲ受ケ又ハ受クヘクシテ死亡シタルトキ

扶助料年額ハ前項第一號ノ場合ニ在リテハ第四條ニ依リ査定シタル金額ノ三分ノ二トシテ第二號ノ場合ニ在リテハ第一條又ハ第三條ニ依リ査定シタル金額ノ三分ノ一トシテ第三號ノ場合ニ在リテハ其退隠料年額ノ三分ノ一トス但シ職務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シタル後一年以内ニ其傷痍疾病ニ起因シテ死亡シタルトキハ第四條第五條ニ依リ査定シタル金額ノ三分ノ二トス

第八條 扶助料ハ寡婦ニ給ス寡婦死亡シ又ハ扶助料ヲ受クヘカラサルトキハ子ニ給ス

數子間ニ在リテハ法定家督相續ノ順位ニ依リ最先者ニ給ス最先者死亡シ若ハ扶助料ヲ受クヘカラサルトキハ順次次位者ニ轉給ス民法第九百六十九條ニ依リ家督相續人タルコトヲ得サル者及推定家督相續人ニシテ廢除セラレタル者ニハ扶助料ヲ給セス但シ疾病

其ノ他身体又ハ精神ノ狀況ニ依リ家政ヲ執ルニ堪ヘサルカ爲廢除セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

養子ハ家督相續人ニ非サレハ扶助料ヲ給セス

第九條 扶助料ヲ受クヘキ寡婦及子ナキトキハ扶助料ハ直系尊屬ニ給ス

前項ノ場合ニ在リテハ先ツ父ニ給シ父死亡シ又ハ扶助料ヲ受クヘカラサルトキハ母ニ給ス母ヨリ祖父ニ祖父ヨリ祖母ニ轉給スルハ順次此ノ例ニ依ル

第十條 扶助料ヲ得クル者ナクシテ死亡シタル者ノ家ニ在ル兄弟姉妹二十歳未満又ハ篤疾若クハ廢疾ニシテ自活スルコト能ハサルトキハ扶助料ニ相當スル金額ノ三箇年分以内ヲ一時限ヲ給スルコトアルヘシ

第十一條 退隠料ヲ受クタル者又ハ受クヘキ者左ノ各條ノ一ニ當ル

トキハ之ヲ給セス

一、國籍ヲ喪失シタルトキ

二、重罪ノ刑ニ處セラレタルトキ

三、在職中ノ犯罪ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

第十二條 遺族ニシテ左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ扶助料ヲ給セス

一、前條第一號又ハ第二號ニ當ルトキ

二、寡婦婚姻シタルトキ

三、子年齢二十歳ニ滿チタルトキ

四、尊屬ノ女婚姻シタルトキ

第十三條 子二十歳ニ滿ルモ篤疾又ハ廢疾ニシテ自活スルコト能ハ

ス他ニ扶助料ヲ受クル者ナキトキハ其事由ノ存續スル間扶助料ノ

三分ノ一ヲ給スルコトアルヘシ

第十四條 退隱料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者ハ左ノ各號ノ一ニ當ル

トキハ其ノ退隱料支給ヲ停止ス

一、公權ヲ停止セラレタルトキ

二、六ヶ月以上行方不明ナルトキ

退隱料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者再ヒ判任官待遇以上ノ官職ニ就

キタル場合ニ於テハ其俸給月額ニ退隱料月額ヲ合シ退職當時ニ

於ケル俸給月額ニ超過スルトキハ其ノ超過額ニ對スル退隱料ノ支

給ヲ停止ス

第十五條 扶助料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者前條第一項各號ノ一ニ

當ルトキハ其間扶助料ノ支給ヲ停止シ第八條第九條ノ順位ニ依リ

之ヲ順位者ニ轉給ス

第十六條 退隱料及ヒ扶助料ノ年額並一時金ノ圓位未滿八圓位ニ滿

タシム

第十七條 巡查又ハ看守ノ勤績年數ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職ノ月

ヲ以テ終ル但シ十二箇年未滿ノ端數ハ之ヲ算入セス
休職及ヒ教習中ノ日數ハ勤績年數ニ算入セス

第十八條 巡查又ハ看守其職務ヲ以テ從軍シタルトキハ軍人恩給法
ノ算則ニ照ラシテ從軍年ヲ加算ス

第十九條 本法ニ於テ寡婦子尊屬ト稱スルハ巡查又ハ看守タリシ者
死亡ノ當時ヨリ引續キ其ノ家ニ在ル者ヲ云フ但シ父死亡後出生シ
タル嫡出ノ子ハ死亡當時其ノ家ニ在ル者ト看做ス

第二十條 退隱料及扶助ノ支拂停止及廢止ハ其ノ事由ノ生シタル翌
日ヨリ之ヲ行フ

第二十一條 退隱料ノ支給ハ事由認定ノ翌月ヨリ始マリ前條但書
ニ依ル扶助料ノ支拂ハ出生ノ翌月ヨリ始マル

第二十二條 退隱料、一時金及扶助料ハ之ヲ受クヘキ事由ノ生シタ
ル日ヨリ三年以内ニ請求スルニ非サレハ之ヲ給セス

第二十三條 本法ニ依ル給與金ノ支給ニ關スル事項ヲ裁定スヘキ行
政官廳ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條 本法ニ依ル給與金ハ巡查又ハ看守最後ノ退職又ハ死亡
當時ニ於テ俸給ヲ受ケタル經濟ノ負担トス

第二十五條 本法ニ依ル給與金ノ一部又ハ全部ヲ拒否セラレタル者
其ノ拒否ヲ不當ナリトスルトキハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
シテ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコト
ヲ得

第二十六條 本法ハ陸軍監獄看守、海軍監獄看守、海軍警査、貴族
院守衛、衆議院守衛、及其ノ遺族ニ之ヲ適用ス

附則

第二十七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(本條ノ施行期日ハ三十四年勅令第四百十七號ヲ以テ全年八月一日ト指定ス)

第二十八條 明治十五年太政官達第四十一號巡查看守給助例ハ巡查看守、陸軍監獄看守、海軍監獄看守、海軍警査、貴族院守衛、衆議院守衛、及其ノ遺族ニ之ヲ適用セス但シ巡查看守給助例ニ依リ現ニ給助ヲ受クル者又ハ既ニ受クヘキ事由ノ生シタル者又ハ其事由ニ起因シテ一年以内ニ重症ニ趨キ又ハ死亡シタル者ニ對シテハ第一條乃至第七條ヲ通用スルノ外本法第三條第十一條第十二條第十四條第十五條第二十條第二十一條第二十三條及第二十五條ヲ準用ス明治十五年太政官達第六十六號ハ巡査 看守ニ明治三十三條法律第三十號ハ巡査、看守、陸軍監獄看守、海軍看獄看守、海軍警査、貴族院守衛、衆議院守備及其遺族ニ之ヲ適用セス

○巡查看守退隱料及遺族扶助料法施行令

明治三十四年七月勅令第十八號

第一條 巡查看守退隱料及遺族扶助料法第四條第二項ノ退隱料年額及同條第三項ノ增加金額ノ等差ハ左ノ如シ

退隱料 增加
年額 金額

第一 兩眼ヲ盲シ若ハ二肢以上ヲ亡シタルトキ 六箇月分 四箇月分

第二 前項ニ準スヘキ傷疾ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタルトキ 五箇月半分 三箇月半分

第三 一肢ヲ亡シ若ハ二肢ノ用ヲ失ヒタルトキ 五箇月分 三箇月分

第四 前項ニ準スヘキ傷疾ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタルトキ 四箇月半分 二箇月半分

第五 一眼ヲ盲シ若ハ一肢ノ用ヲ失ヒタルトキ

四箇月分 二箇月分

第六 前項ニ準スヘキ傷疾ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタルトキ

三箇月分 一箇月分

傷疾疾病ノ等差ハ文官傷疾疾病等差例ニ依ル

第二條 巡查看守料及遺族扶助料法第二十三條ノ行政官廳ハ國庫ヨ

リ給與金ヲ支給スヘキ者ニ在リテハ内閣恩給局長其他ニ在リテハ

地方長官東京府ニ在リテハ警視總監トス

臺灣ニ於テハ前項ノ行政官廳ハ國庫ヨリ給與金ヲ支給スヘキ者ニ

在リテハ臺灣總督其ノ他ニ在リテハ知事及ヒ廳長トス

附則

本令ハ明治三十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

○内閣恩給局長ノ管掌ニ屬スル巡查看守退隱料及遺族扶助料取扱規程

明治三十四年八月閣令第一號

第一條 巡查看守退隱料及遺族扶助料法ニ依リ退隱料又ハ一時金ヲ

受クヘキ者ハ退職當時ノ本屬廳ノ長官ニ請求スヘシ但シ廢官廢廳

ニ當リタルトキハ其事務ノ引續ヲ受ケタル官廳ニ請求スヘシ

第二條 前條ノ請求書ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ

- 一、 在職履歷書
- 二、 戶籍謄本

但シ一時金請求書ニハ戶籍謄本ノ添付ヲ要セス

巡查看守退隱料及遺族扶助料法第三條第一項及第四條第三項ニ依

ル退隱料年額増加ノ請求書ニハ前項書類ノ外前ニ受ケタル退隱料

證書ヲ添付スヘシ

第三條 職務ノ爲メ傷痕ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退隱料ヲ請求スル者ハ前條ニ掲クル書類ノ外左ノ書類ヲ以テ其ノ事實ヲ證明スヘシ

- 一、傷痕又ハ疾病ノ職務ニ起因シタル事實ヲ認ムヘキ證據書類
- 二、醫師ノ診斷書

第四條 巡查看守退隱料及遺族扶助料法ニ依リ扶助料ヲ受クヘキ遺族ハ戶籍謄本及第五條乃至第十一條ノ書類ヲ添付シ住所地ノ地方長官ニ請求スヘシ

第五條 巡查看守退隱料及遺族扶助料法第七條第一項第一號又ハ第二號ニ當リタル者アリタルトキハ本屬廳ヨリ死亡者ノ履歷書ヲ其ノ遺族ニ下付スヘシ同條第一項第三號末段又ハ同條第二項但書ニ當ル者ノ遺族ノ請求アルトキ亦同シ

第六條 巡查看守退隱料及遺族扶助料法第七條第一項第一號又ハ同

條第二項但書ニ當ル者アリタルトキハ本屬廳ニ於テ事實ヲ查覈シ其ノ傷痕又ハ疾病ノ職務ニ起因シタル證據トナルヘキ書類及醫師ノ診察ヲ爲サシメタル場合ニ於テハ其診斷書ヲ併セテ其ノ遺族ニ下付スヘシ

第七條 退隱料ヲ受ケタル後死亡シタル者ノ遺族ニシテ扶助料ヲ請求スルモノハ死亡者ノ受ケタル退隱料證書ヲ添付スヘシ

第八條 扶助料ヲ受クル者死亡シ又ハ權利消滅シタルトキ其扶助料ノ轉給ヲ請求スルハ前者ノ扶助料證書ヲ添付スヘシ

第九條 重罪ノ刑ニ處セラレ又ハ公權ヲ停止セラレタルニ因リ扶助ノ轉給ヲ請求スル者ハ其事實ヲ證明スヘキ確定裁判ノ謄本ヲ添付スヘシ

第十條 六箇月以上行方不明トナリタルニ因リ扶助料ノ轉給ヲ請求スルモノハ其ノ事實ニ關スル市町村長ノ證明書ヲ添付スヘシ

第十一條 巡查看守退隱料及遺族扶助料法第十條又ハ第十三條ニ當

リ扶助料ヲ請求スル者ハ自活スルコト能ハサル事實ニ付テハ市町

村長ノ證明書篤疾又ハ痲疾ニ付テハ醫師ノ診斷書ヲ添附スヘシ

第十二條 退隱料又ハ一時金ノ請求ヲ受ケタル各廳長官ハ査覈ノ上

請求ノ理由アリト認ムルトキハ請求者ノ在職年數及退隱料年額又

ハ一時金計算書ヲ作り證據書類ヲ添ヘ内閣恩給局長ニ差出スベシ

扶助料ノ請求ヲ受ケタル地方長官ハ査覈ノ上扶助料年額ノ計算書

ヲ作り證據書類ヲ添ヘ内閣恩給局長ニ差出スヘシ

第十三條 内閣恩給局ニ於テ退隱料扶助料又ハ一時金ノ支給ヲ許可

シタルトキハ證書ヲ作り本人住所地ノ地方廳ヲ經テ之ヲ下付スヘ

シ但シ退隱料又ハ一時金ノ證書ヲ下付スルトキハ先ツ第一條ニ依

リ請求ヲ爲シタル官廳ヲ經由スヘシ

前項ノ證書ヲ下付シタルトキハ内閣恩給局ハ其ノ旨ヲ支給主管省

ニ通知スヘシ

第十四條 退隱料及扶助料ハ其ノ年額ヲ四分シ四月七月十月一月ニ

於テ其ノ前三箇月ヲ支給ス但シ退隱料又ハ扶助料ヲ受クル者死亡

シ又ハ權利ノ消滅若ハ停止ノトキ及一時支給ノ金額ハ期月ニ拘ラ

ス之ヲ支給ス

第十五條 退隱料又ハ扶助料ヲ受クル者重罪若ハ禁錮ノ刑ニ處セラ

レ又ハ監視ニ付セラレタルトキハ其ノ確定裁判ノ宣告ヲ爲シタル

裁判所ヨリ之ヲ支給主管省ニ通知スヘシ

第十六條 巡查看守退隱料及遺族扶助料法第十四條第二項ニ當ル者

アルトキハ其ノ任用シタル官廳ヨリ支給主管省ニ通知スヘシ爾後

其ノ俸給額ニ異動アルトキ及解任シタルトキ亦同シ但該通知書ニ

ハ支給廳名俸給額及其ノ支給ヲ始ムル日解任ノトキハ支給ヲ終リ

タル日ヲ付記スヘシ

第十七條 支給主管者ニ於テ前二條ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ内閣恩給局及支給廳ニ通知スヘシ

第十八條 退隱料又ハ扶助料ヲ受クル者死亡シ若クハ權利消滅シタルトキハ其遺族又ハ本人ヨリ之ヲ支給廳ニ届出ヘシ

第十九條 支給廳ニ於テ退隱料又ハ扶助料ノ支給ヲ廢止シ若クハ停止シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ之ヲ支給主管省及ヒ内閣恩給局ニ通知スヘシ但シ支給主管省ヨリ權利ノ消滅若ハ停止ニ關シ通知ヲ受ケタルモノハ此限ニ在ラス

第二十條 退隱料又ハ扶助料證書ヲ亡失シタル者ハ住所地ノ地方廳ニ届出ヘシ

地方廳ニ於テ前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査シ亡失ノ事由ヲ具シテ内閣恩給局ニ申出ヘシ此場合ニ於テ恩給局ハ證書ノ謄本ヲ作り地方廳ヲ經テ本人ニ下付スヘシ

前項證書ノ謄本ハ本證書ト同一ノ效力アルモノトス

第二十一條 退隱料又ハ扶助料ヲ受クル者氏名ヲ改メタルトキハ第

十三條ノ證書ヲ添ヘ住所地ノ地方廳ニ届出ヘシ

地方廳ハ證書ノ裏面ニ其ノ事實ヲ記載シ長官署名捺印ノ上本人ニ下付シ其ノ旨ヲ内閣恩給局及支給主管省ニ通知スヘシ

附則

第二十二條 巡查看守給助例ニ依リ退職給助傷痕給助又ハ死亡給助ヲ受クル者若ハ受クヘキ者ハ其給與ノ種類ニ從ヒ退隱料、一時金又ハ扶助料ヲ受クル者若ハ受クヘキ者ニ準シ第十四條ヲ除クノ外本令ノ規定ヲ準用ス

第二十三條 市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テハ本令ニ於テ市町村長ノ爲スヘキ職務ハ戶長又ハ之ニ準スヘキ者ニ於テ之ヲ行フヘシ

第二十四條 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○地方長官ノ主管ニ屬スル巡查看守

明治三十四年七月内務省令第二十二號

退隱料及遺族扶助料ノ取扱規程

第一條 巡查看守退隱料及遺族扶助料法ニ依リ退隱料又ハ一時金ヲ受クヘキ者ハ退職當時ノ本屬廳府縣長官ニ請求スヘシ

第二條 前條ノ請求書ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ

- 一、 在職履歷書
- 二、 戶籍謄本

但シ一時金請求書ニハ戶籍謄本ノ添付ヲ要セス

巡查看守退隱料及遺族扶助料法第三條第一項及第四條第三項ニ依ル退隱料年額増加ノ請求書ニハ前項書類ノ外前ニ受ケタル退隱料證書ヲ添付スヘシ

第三條 職務ノ爲メ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退隱料ヲ請求スル者

ハ前條ニ掲クル書類ノ外左ノ書類ヲ以テ其事實ヲ證明スヘシ

- 一、 傷疾又ハ疾病ノ職務ニ起因シタル事實ヲ認めムヘキ證據書類
- 二、 醫師ノ診斷書

第四條 巡查看守退隱料及遺族扶助料法ニ依リ扶助料ヲ受クヘキ遺

族ハ戶籍謄本及第五條乃至第九條ノ書類ヲ添付シ巡査タリシ者ノ

最終ノ本屬廳府縣長官ニ請求スヘシ

第五條 退隱料ヲ受ケタル後死亡シタル者ノ遺族ニシテ扶助料ヲ請求スルモノハ死者ノ受ケタル退隱料證書ヲ添付スヘシ

第六條 扶助料ヲ受ケタル者死亡シ又ハ權利消滅シタルトキハ其ノ扶助料ノ轉給ヲ請求スル者ハ前者ノ扶助料證書ヲ添付ス可シ

第七條 重罪ノ刑ニ處セラレ又ハ公權ヲ停止セラレタルニ因リ扶助料ノ轉給ヲ請求スル者ハ其ノ事實ヲ證明スヘキ確定裁判ノ謄本ヲ

添付スヘシ

第八條 六ヶ月以上行方不明トナリタルニ因リ扶助料ノ轉給ヲ請求スル者ハ事實ニ關スル市町村長ノ證明書ヲ添付スヘシ

第九條 巡查看守退隱料及遺族扶助料法第十條若ハ第十三條ニ當リ扶助料ヲ請求スル者ハ自活スルコト能ハサル事實ニ付テハ市町村長ノ證明書篤疾癡疾ニ付テハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第十條 廳府縣長官ニ於テ退隱料扶助料若ハ一時金ノ支給ヲ許可シタルトキハ證書ヲ作り之ヲ本人ニ下付スヘシ

第十一條 退隱料及扶助料ハ其ノ年額ヲ四分シ四月七月十月一月ニ於テ其ノ前三ヶ月分ヲ支給ス但シ退隱料又ハ扶助料ヲ受クル者死シ又ハ期月ニ拘ラス之ヲ支給ス

第十二條 退隱料又ハ扶助料ヲ受クル者死亡シ若ハ權利消滅シタルトキハ其ノ遺族又ハ本人ヨリ之ヲ給與ヲ行フ廳府縣長官ニ届出ヘ

シ

第十三條 退隱料又ハ扶助料證書ヲ亡失シタル者ハ給與ヲ行フ廳府長官ニ届出ツヘシ

前項ノ届出ヲ受ケタル廳府縣長官ハ證書ノ謄本ヲ作り之ヲ本人ニ下付スヘシ

前項證書ノ謄本ハ本證書ト同一ノ効力アルモノトス

第十四條 退隱料又ハ扶助料ヲ受クル者氏名ヲ改メタルトキハ第十條ノ證書ヲ添へ給與ヲ行フ廳府縣長官ニ届出ヘシ

前項ノ届出ヲ受ケタル廳府縣長官ハ證書ノ裏面ニ其事實ヲ記載シ長官署名捺印ノ上之ヲ本人ニ下付スヘシ

附 則

第十五條 本規定ニ於テ廳府縣長官ニ屬スル事務ハ癡官癡廳ノ場合ニ在テハ事務ノ引續ヲ受ケタル官廳ニ移ルモノトス

第十六條 巡查看守給助例ニ依リ退職給助、傷疾給助又ハ死亡給助ヲ受クル者若ハ受クキヘ者ハ其ノ給與ノ種類ニ從ヒ退隱料一時金又ハ扶助料ヲ受クル者若ハ受クヘキ者ニ準シ第十一條ヲ除クノ外本令ノ規程ヲ準用ス

第十七條 市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テハ本令ニ於テ市町村長ノ爲スヘキ職務ハ戶長又ハ之ニ準スヘキ者ニ於テ之ヲ行フ

第十八條 本令ハ明治三十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二章 巡查看守取扱法令

第一節 行政警察法令

○行政警察規則

明治八年三月太政官第二十九號

第一章 警察職務之事

第一條 行政警察ノ趣意タル人民ノ兇害ヲ豫防シ安寧ヲ保全スルニ在リ

第二條 各府縣(東京府ヲ除ク)長官其事務ヲ提掌シ警部ヲシテ之ヲ分掌セシメ便宜各所ニ出張シ巡查ヲシテ各部ニ分派シ巡邏巡察セシム(明治八年第百八十三號公達ヲ以テ選卒トアルハ總テ巡查ト改ム)
(明治八年第二百六號達ヲ以テ全條改正)

第三條 其職務ヲ大別シテ四件トス

第一 人民ノ防害ヲ防護スル事

第二 健康ヲ看護スル事

第三 放蕩淫逸ヲ制止スル事

第四 國法ヲ犯サントスルモノヲ隱密中ニ探索警防スル事

第四條 行政警察豫防ノ力及ハスシテ法律ニ背ク者アルトキ其犯人ヲ探索逮捕スルハ司法警察ノ職務トス之ヲ行政警察ノ官ニ於テ行フトキハ檢察章程並司法警察規則ニ照スヘシ

第五條 警察官吏ハ公同一般ノ裨益ヲ計リ一家隱微ノ小惡ヲ發ク可ラス且一己ノ功ヲ貪リ警察一般ノ目的ヲ愆ル可ラス(同上達ヲ以テ

第五條第六條第七條ヲ刪除シ第八條ヲ第五條トス)

第二章 警部勤務ノ事(同上達ヲ以テ本章ヲ増シ補フ)

第一條 各出張所ニ派出セル警部ハ時々本廳ニ參會シ事務ヲ商議シ處分異同ナキヲ要スヘシ

第二條 凡ソ布告布達ハ其旨越テ巡查ニ教示シ誤解スル者ナキヲ要スヘシ

第三條 時々區内ヲ巡視シ其景況並巡查ノ勤怠正否ヲ察スヘシ區内ノ人員戶數職業等ハ成丈ケ詳知スルヲ要スヘシ

第四條 區内ノ事故ハ月報ヲ以テ長官ニ報知ス可シ若シ非常緊急ノ事件アレハ速ニ報知スヘシ時機ニ因リ直ニ警保頭ニ報スルヲ得ヘシ

第五條 凡ソ警察ノ事ニ付テハ直ニ他府縣ノ警察官ニ報告若クハ照會スルコトヲ得可シ

第六條 達又ハ訊問等ノ事アルニ付テハ勅奏官及華族並有位ノ者ハ家令家扶執事ヲ呼出ス可シ判任官以下士族平民ハ直ニ本人ヲ呼出ス事ヲ得ヘシ

第七條 違警犯人ハ其ノ犯罪ヲ按シ違警條目ニ依リ處斷シテ後長官

ニ具申シ其疑按アルモノハ長官ノ指揮ヲ受ケ處分スヘシ

第三章 巡査勤方之事同上ヲ以テ第二章ヲ第三章ト

ス

第一條 第一章第三條ヲ以テ職務ノ大目的トナス可キ事

第二條 持区内ノ居民並道路行人ヨリ困難出來シテ救護ヲ乞フ時ハ何時ニテモ乞ニ應シ救護ヲ乞ハサルモ見聞次第力ヲ盡シテ防護スヘシ但街路其外ニテ人命ニ係ル危難有之節ハ瞬速救護シ最寄ノ醫ヲ頼ミ治療ノ手續懇切ニ取扱フヘシ

第三條 老幼癡疾婦人等ハ就中注意シテ保護スヘシ

第四條 持区内ノ大小往來筋及市街村落ノ位置區戸長ノ宅等悉ク詳知スヘシ

第五條 持区内ノ戸口男女老幼及ヒ其職業平生ノ人トナリニ至ル迄ヲ注意シ若シ無産體ノ集合スルカ又ハ怪敷者ト認ル時ハ常ニ注目

シテ其舉動ヲ察スヘシ

第六條 持区内ノ他ヨリ移リ來ル者アラハ前條ニ隨テ速ニ之ヲ探知スヘシ但右等ノ事ニ付權威ヲ以テ其人ヲ呼出ス等ノ儀ハ決シテ有之間敷務メテ當人ノ覺知セサル様隱密ニ探偵スルヲ以テ警察ノ本意トス若シ己ムヲ得サル事アル時ハ自行テ尋問スヘシ

第七條 布告布達等總テ新令ノ出ルニ付人心ノ信否ヲ考察シテ警部ニ報告スヘシ(同上達ヲ以テ掛官員トアルハ警部ト改ム以下皆ナ同シ)

第八條 巡邏中職務ニ關スル大小ノ事故ハ逐一手帳ニ記シ警部へ報告スヘシ

第九條 非番タリトモ合圖アルカ又ハ臨時呼出ヲ受レハ早速其場ニ駆付ヘク平常其心掛アルヲ要ス

第十條 往來筋ノ妨害トナルヘキ物ヲ見ル時ハ速ニ之ヲ取除カシム

第十一條 道路ノ荒蕪溝渠ノ淤塞及不潔物アレハ之ヲ戸長ニ告ケ掃除ノ手續ヲナスヘシ

第十二條 官舎橋梁道路其他公有ノ建造物破損スル時ハ警部ニ報告スヘシ

第十三條 行人ニ道路或ハ其他ノ事ヲ尋問セラル、時ハ丁寧ニ教示スヘシ

第十四條 稚兒道ニ迷フアラハ之ヲ保護シ其居所不分明ナル者ハ之ヲ其地ノ戸長ヘ預ケ之ヲ警部ヘ報知スヘシ若シ其居所分明ニシテ其持區内ナラハ直ニ之ヲ送致シ他ノ區ナラハ其他ヘ區戸長ニ掛合送致ノ手續ヲナス可シ

第十五條 芝居其他群衆ノ所ニハ出張シテ亂雜ヲ防制スヘシ

第十六條 放レ牛馬アレハ之ヲ便宜ノ所ニ留メ置キ其主分明ナル者ハ之ヲ附與シ然ラサレハ警部ノ指圖ヲ受ク可シ

第十七條 路上酒ニ酔ヒ失心スル者ハ之ヲ注意シ又ハ最寄人民ニ介抱セシメ其暴動スル者ヘ取押ヘ其地ノ戸長ニ引渡ス可シ

第十八條 路上狂癡人アレハ隠ニ之ヲ介抱シ其暴動スル者ハ取押ヘ其地ノ戸長ニ引渡ス可シ

第十九條 路上ニ狂犬アレハ之ヲ打殺シ戸長ニ告ケ之ヲ取葬ル手續ヲナス可シ

第二十條 道路河渠ニ死屍アル時ハ其模様ヲ檢シ警部ニ報知シ指揮ヲ受ク可シ

第二十一條 獸畜ノ死骸アル時ハ速ニ戸長ニ告ケ之ヲ取除ク手續ヲナスヘシ

第二十二條 鳥獸魚類其他飲食ヲ販賣スル店ニ賸遺腐敗ノ品アルヤヲ常ニ檢査スヘシ

第二十三條 人家夜間戸締油斷ノ者アレハ速ニ之ヲ其主ニ知ラスヘ

シ

第二十四條 怪敷者ヲ見認ル時ハ取糺シテ様子ニ依リ持區内出張所

ニ連行或ハ警察ニ密報シ差圖ヲ受ク可シ倉卒ノ取計アル可カラズ

第二十五條 失火ノ節ハ巡查失火ノ合圖ヲナシ一般ニ知ラシム其燒

失ニ罹ル家ハ其家人ヲ助ケ消防ノ事モ勤ムヘシ消防人已ニ集ルニ

至レハ勉テ亂雜及ヒ竊盜ヲ防ク事ニ注意スヘシ

第二十六條 同斷ノ節第一ニ其人ヲ救ヒ出シ次ハ書類金貨等ヲ出ス

ヘシ又官廳其他區戸長ノ宅ハ文書ヲ第一ニ取出ス可シ

第四章 巡查心得ノ事(同上達ヲ以テ第三章ヲ第四

章トス)

第一條 専ラ行正作法ヲ正シクシ威權ク問敷儀之レナクシテ區民ノ

侮慢ヲ受ケサル様心掛事

第二條 法度規則ヲ確守シ上官ノ命令ヲ遵奉ス可シ決シテ職外ノ事

ヲ議ス可カラサル事

第三條 同勤中ハ一心全體ト心得常ニ謙遜温順ヲ旨トシ忠實ヲ以テ

交誼ヲ盡シ職務ヲ怠ラサル様互ニ獎勵ス可キ事

第四條 節儉ヲ守リ分限不相應ノ儀致問敷事

第五條 職務上ニ付上官ニ申立ノ事ハ總テ實直ヲ旨トシ愛憎偏倚ノ

儀決シテ有之間敷尤モ後日ニ至リ前言ヲ翻改スル儀無之様可心得

事

第六條 巡邏中道路行人並ニ營業ノ者ノ妨ニ不相成様可心得事

第七條 往來ノ者ヲ取扱フニハ柔和ヲ旨トシ辨ヘナキ者ハ殊更隱ニ

取扱ヒ決シテ凌辱ヲ加ヘ手荒キ處置致問敷事(明治八年四月第四十

七號達ヲ以テ往來ノ上ナル市中ノ二字ヲ删除ス)

第八條 取調ノ爲メ人家ニ至ル節ハ接對筋總テ懇篤ニ可致但シ公私

ノ分ヲ守リ狎々敷儀決シテ有之間敷事

第九條 巡邏中私ニ人家ニ立寄候儀ハ勿論徒ラニ市店ヲ眺メ職務ヲ怠ル間敷事

第十條 持区内ニテ金譚等頼ミ入レ或ハ物ヲ買ヒ其價ヲ借ル等ノ儀決シテ有之間ヲ事

第十一條 出勤中醉態ヲ露出シ又ハ婦女ヘ對シ戯ケ間敷儀決シテ有之間敷事

第十二條 機密ノ筋ハ勿論職務ニ係リタル事ハ總テ他言致間敷事

第十三條 公事出入等ニハ一切關係致間敷若シ強テ相頼候者アラハ警部ヘ具申スヘキ事

第十四條 官ヨリ相渡サレタル得物ノ外兵器ヲ携ル儀ハ不相成且相渡サレタル品ハ大切ニ取扱フヘキ事

第十五條 得物ハ自身ヲ保護スル具ト心得候リニ人ヲ打擲致間敷勿

論凶暴人アリテ手ニ餘リ不得止節ハ格別ノ事

第十六條 巡邏中ハ傍人ノ嘲弄スルコトアリト雖トモ必ス耻辱ト思フ可ラス能ク忍耐シテ相當ノ處置ヲ爲シ決シテ憤怒ノ色ヲ顯ハシ争鬪ケ間敷致間敷事

第十七條 何様ノ事アリトモ職務上ニ付人民ヨリ謝物トシテ金銀物品ヲ受クルコト有ル可カラサルコト

第十八條 巡邏中ハ必ス服役ヲ着用シ能ク容姿ヲ正フシ他人ト同行シテ雜譚ス可ラサルコト

第十九條 毎朝衣服冠物其他器機ヲ検査シ常ニ見苦シカラサル様注意スヘキコト

第二十條 屯所ハ毎朝清潔ニ掃除スヘキコト

○治安警察法

明治三十三年三月法律第三十六號

第一條 政事ニ關スル結社ノ主幹者支社ニ在リテハ支社ノ主幹者ハ
結社組織ノ日ヨリ三日以内ニ社名、社則、事務所又ヒ其ノ主幹者
ノ氏名ヲ其ノ事務所所在地ノ管轄警察官署ニ届出ツヘシ其ノ届出
ノ事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

第二條 政事ニ關シテ公衆ヲ會同スル集會ヲ開カムトスル者ハ發起
人ヲ定ムヘシ

發起人ハ到達スヘキ時間ヲ除キ開會三時間以前ニ集會ノ場所、年
月日時ヲ會場所在地ノ管轄内警察官署ニ届出ツヘシ
届出ノ時刻ヨリ三時間ヲ過キテ開會セス若クハ三時間以上經過ス
ルトキハ届出ハ其ノ效ヲ失フ

法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員選舉準備ノ爲ニ選舉權ヲ行フベ
キ者及ヒ被選舉權ヲ有スル者ニ限リテ會同スル所ノ集會ハ投票ノ日
ヨリ前五十日間ハ本條第二項ノ届出ヲ要セス

第三條 公事ニ關スル結社又ハ集會ニシテ政事ニ關セラルモノト雖
モ安寧秩序ヲ保持スル爲メ届出ヲ必要トスルモノアルトキハ命令
ヲ以テ第一條又ハ第二條ノ規定ニ依ラシムルコトヲ得

第四條 屋外ニ於テ公衆ヲ會同シ若クハ多衆運動セントスルトキハ
發起人ヨリ十二時間以前ニ會同スヘキ場所、年月日時及其ノ通過
スヘキ線路ヲ管轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ祭葬、講社、學生、
生徒ノ體育運動其他ノ慣例ノ許ス所ニ係ルモノハ此ノ限リニ在ラ
ス

第五條 左ニ掲クル者ハ政事上ノ結社ハ加入スルコトヲ得ス

一、現役及ヒ召集中ノ豫備後備ノ陸海軍軍人

二、警察官

三、神官神職僧侶其ノ他諸宗教師

四、官立公立私立學校ノ教員學生生徒

五、女子

六、未成年者

七、公權剝奪及停止中ノ者

女子及ヒ未成年者ハ公衆ヲ會同スル政談集會ニ會同シ若ハ其ノ發起人タルコトヲ得ス

公權剝奪及ヒ停止中ノ者ハ公衆ヲ會同スル政談集會ノ發起人タルコトヲ得ス

第六條 日本臣民ニ非サル者ハ政事上ノ結社ニ加入シ又ハ公衆ヲ會同スル政談集會ノ發起人タルコトヲ得ス

第七條 結社ハ法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員ニ對シテ其ノ發言表決ニ付議會外ニ於テ責任ヲ負ハシムルノ規定ヲ設クルコトヲ得ス

第八條 安寧秩序ヲ保持スル爲メ必要ナル場合ニ於テハ警察官ハ屋

外ノ集會又ハ多衆ノ運動若ハ群衆ヲ制限、禁止若ハ解散シ又ハ屋
内ノ集會ヲ解散スルコトヲ得

結社ニシテ前項ニ該當スルトキハ内務大臣ハ之ヲ禁止スルコトヲ
得此ノ場合ニ於テ違法處分ニ由リ權利ヲ侵害セラレントスル者ハ
行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第九條 集會ニ於テハ重罪輕罪ノ豫審ニ關スル事項ヲ公判ニ付セザ
ル以前ニ講談論議シ又ハ傍聽ヲ禁シタル訴訟ニ關スル事項ヲ講談
論議スルコトヲ得ス

集會ニ於テハ犯罪ヲ變動若ハ曲庇シ又ハ犯罪人若ハ刑事被告人ヲ
賞恤若ハ救護シ又ハ刑事被告人ヲ陷害スルノ講談論議ヲ爲スコト
ヲ得ス

第十條 集會ニ於ケル講談論議ニシテ前條ノ規定ニ違背シ其ノ他安
寧ノ秩序ヲ紊亂シ若クハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムル場合ニ於

アハ警察官ハ其ノ人ノ講談論議ヲ中止スルコトヲ得

第十一條 結社、集會又ハ多衆運動ニ關シ警察官ノ尋問アリタルトキハ主幹者、會長、發起人ニ於テ又ハ警察官ノ主タル社員若クハ主タル會同者ト認ムル者ニ於テ之ニ答フベシ

警察官署ハ制服ヲ着シタル警察官ヲ遣シ政事ニ關シ公衆ヲ會同スル集會ニ臨監セシムルコトヲ得其ノ集會ニシテ政事ニ關セサルモノト雖モ安寧秩序ヲ妨害スルノ虞アリト認ムルトキ亦同シ此ノ場合ニハ發起人ニ於テ又ハ警察官ノ主タル會同者ト認ムル者ニ於テ警察官ノ求ムル席ヲ供スヘシ

第十二條 集會又ハ多衆運動ノ場合ニ於テ故ラニ喧嘩シ又ハ狂暴ニ涉ル者アルトキハ警察官ハ之ヲ制止シ其ノ命ニ從ハサルトキハ現場ヨリ退去セシムルコトヲ得

第十三條 集會及公衆ノ運動ニ於テハ武器又ハ兇器ヲ携帯スルコト

ヲ得ス但シ制規ニ依リ武器ヲ携帯スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 秘密ノ結社ハ之ヲ禁ス

第十五條 法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員議事準備ノ爲ニ相團結スルモノニ對シテハ第一條及第五條ヲ適用セス

第十六條 街頭其ノ他公衆ノ自由ニ交通スルコトヲ得ル場所ニ於テ文書、圖書、詩歌ノ揭示頒布朗讀若ハ放吟又ハ言語形容其ノ他ノ作爲ヲ爲シ其ノ狀況安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ警察官ニ於テ禁止ヲ命スルコトヲ得

第十七條 左ノ各號ノ目的ヲ以テ他人ニ對シテ暴行、脅迫シ若ハ公然誹毀シ又ハ第二號ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑シ若ハ煽動スルコトヲ得ス

一、勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ協同ノ行動ヲ爲スヘキ團結ニ加入セシメ又ハ其ノ加入ヲ妨グルコト

二、同盟解雇若クハ同盟罷業ヲ遂行スルカ爲メ使用者ヲシテ勞務者ヲ解雇セシメ若ハ勞務ニ從事スルノ申込ヲ拒絶セシメ又ハ勞務者ヲシテ勞務ヲ停廢セシメ若ハ勞務者トシテ雇傭スルノ申込ヲ拒絶セシムルコト

三、勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ相手方ノ承諾ヲ強ユルコト、耕作ノ目的ニ出ツル土地賃貸借ノ條件ニ關シ承諾ヲ強ユルカ爲メ相手方ニ對シ暴行、脅迫シ若ハ公然誹毀スルコトヲ得ス

第十八條 行政官廳ハ安寧秩序ヲ保持スル爲必要ト認ムルトキハ武器、爆發物又ハ戎器ヲ仕込ミタル物件ノ携帯ヲ禁スルコトヲ得

第十九條 第一條ニ違背シタル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處シ第一條ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 第二條第一項又ハ第二項ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處シ第二項ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ三十圓以下

ノ罰金ニ處ス

第二十一條 第四條ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處シ第四條ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 第五條又ハ第六條ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス第五條又ハ第六條ニ違背シ入社セシメタル者同シ

第二十三條 第八條第一項ノ制限若ハ禁止ノ命ニ違背シ又ハ解散ヲ命ヒラレタル後消退散セサル者ハ二月以下ノ輕禁錮又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 第二項ノ禁止ノ命ニ違背シタルハ者ハ六月以下ノ輕禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條 第九條ニ違背シ又ハ第十條ノ中止ノ命ニ違背シタル者ハ三月以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十五條 第十一條第一項ノ尋問ニ答ヘス若ハ答フルモ實ヲ以テ

セス又ハ第二項ノ場合ニ於テ警察官ノ臨臨ヲ拒ミ若ハ其ノ求ムル
席ヲ供セサル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條 第十二條ニ依リ退去ヲ命セラレタル後仍退去セサル者
ハ一月以下ノ輕禁錮又ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十七條 第十三條ニ違背シタル者ハ三月以下ノ輕禁錮又ハ五十
圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十八條 秘密ノ結社ヲ組織シ又ハ秘密ノ結社ニ加入シタル者ハ
六月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處ス

第二十九條 第十六條ノ禁止ノ命ニ違背シタル者ハ一月以下ノ輕禁
錮又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條 第十七條ニ違背シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ
處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス使用者ノ同盟解雇又ハ勞
務者ノ同盟罷業ニ加盟セサル者ニ對シテ暴行、脅迫シ若ハ公然誹

毀スル者亦同シ

第三十一條 第十八條ノ禁ヲ犯シタル者ハ六月以下ノ重禁錮ニ處ス

第三十二條 本法ニ關スル公訴ノ時效ハ六月トス

第三十三條 集會及政社法ハ之ヲ廢止ス

○傳染病豫防法

明治三十年三月法律第三十六號

第一條 此ノ法律ニ於テ傳染病ト稱スルハ虎列刺、赤痢、腸扶室斯

痘瘡、發疹、窒扶斯、猩紅熱、實布徑利亞格魯布ヲ合ム及ベスト一
ヲ謂フ

前項ニ揚クル八病ノ外此ノ法律ニ依リ豫防方法ノ施行ヲ必要トス
ル傳染病アルトキハ主務大臣之ヲ指定ス

第二條 傳染病流行シ若ハ流行ノ虞アルトキハ地方長官ハ其ノ傳染
病ノ疑似症ニ對シ此ノ法律ノ全部若ク一部ヲ適用スルロトヲ得

第三條 醫師傳染病患者ヲ診斷シ若ハ其ノ死體ヲ檢案シタルトキハ其ノ家人ニ消毒方法ヲ指示シ且直ニ患者若ハ死體所在地ノ警察官吏市町村長區長戸長檢疫委員又ハ豫防委員ニ届出ヘシ其ノ轉歸ノ場合亦同シ

第四條 傳染病又ハ其ノ疑アル患者若ハ其ノ死者アリタル家ニ於テハ速ニ醫師ノ診斷若ハ檢案ヲ受ケ又ハ直ニ其ノ所在地ノ警察官吏市町村長區長戸長檢疫委員又ハ豫防委員ニ届出ヘシ

前項ノ届出ニ爲スヘキ義務者ハ一般民家ニ在リテハ戸主若シ之ニ代ルヘキ者、社寺、公私立ノ學校病院、製造所又ハ船舶、會社、各種事務所、貸席、興行場其ノ他集會ノ場所ニ在リテハ其ノ首長管理人又ハ代理者トス

第五條 傳染病患者アリタル家ニ於テハ醫師又ハ當該吏員ノ指示ニ從ヒ清潔方法及消毒方法ヲ行フヘシ

當該吏員ハ傳染病豫防上必要ト認ムルトキハ其ノ近隣ノ家又ハ他家ト交通ヲ爲シタル家ニモ清潔方法及消毒方法ヲ施行セシムヘシ

第六條 清潔方法及消毒方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 傳染病豫防上ト認ムルトキハ當該吏員ハ傳染病院又ハ隔離病舎ニ入ラシムヘシ

第八條 當該吏員ニ於テ必要ト認ムルトキハ隔離所ニ入ラシムルコトヲ得
者アリタル家及其ノ近隣ノ家ノ交通ヲ遮斷スルコトヲ得

第九條 傳染病患者及其ノ死體ハ當該吏員ノ認可ヲ經ルニ非サレハ他ニ移スコトヲ得ス

第十條 傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件ハ當該吏員ノ認可ヲ受クルニ非サレハ使用、授與、移轉、遺棄又ハ洗滌スルコトヲ得ス

第十一條 傳染病患者ノ死體ハ當該吏員ニ於テ充分ト認ムル消毒方法ヲ施シタル後ニ非サレハ埋葬スヘカラス傳染病患者ノ死體ハ醫師ノ檢案ニ依リ當該吏員ノ認可ヲ經テ二十四時間内ニ埋葬スルコトヲ得

第十二條 傳染病患者ノ死體ハ火葬スヘシ但所轄警察署ノ許可ヲ經タルトキハ此ノ限ニ在ラス

傳染病患者ノ死體ヲ土葬シタルトキハ三箇年ヲ經過スルニ非サレハ他ニ改葬スルコトヲ得ス但シ公共ノ工事ノ爲必要アル場合ニ於テ所轄警察署ノ許可ヲ經タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 死體ヲ既ニ埋葬シ若ハ埋葬セムトスル場合ニ於テ傳染病患者タリシ疑アルトキハ當該吏員ハ死體及家屋其ノ他ニ對シ更ハ相當ノ處分ヲ爲サシムルコトヲ得

第十四條 傳染病豫防上必要ト認ムルトキハ當該吏員ハ其ノ事由ヲ

戶主、首長又ハ管理人ニ告知シ家宅船舶其ノ他ノ場所ニ立入ルコトヲ得但當該吏員タルノ證票ヲ示スヘシ

第十五條 傳染病流行シ若ハ流行ノ虞アルトキハ市町村ハ地方長官ノ指示ニ從ヒ市制第六十一條町村制第六十五條ニ依リ傳染病豫防委員ヲ置キ檢疫豫防ノ事ニ從ハシムヘシ但市町村會ノ議決ニ依ルノ限ニ在ラス

豫防委員ニハ醫師ヲ加フヘシ其ノ醫師ヨリ出ツル者ハ市町村長之ヲ選任ス

第十六條 市町村ハ地方長官ノ指示ニ從ヒ市町村内ノ清潔方法及消毒方法ヲ施行シ醫師其他ノ豫防上必要ナル人員ヲ雇入レ及器具藥品其ノ他ノ物件ヲ設備スヘシ

第十七條 市町村ハ地方長官ノ指示ニ從ヒ傳染病院、隔離所又ハ消毒所ヲ設置スヘシ傳染病院、隔離病舎、隔離所又ハ消毒所ノ設備

及管理ノ方法ハ長官之ヲ定ム

第十八條 傳染病流行シ若ハ流行ノ虞アルトキハ地方長官ハ檢疫委員ヲ置キ検査豫防ニ關スル事務ヲ擔任セシメ及特ニ船舶汽車ノ檢疫ヲ行ハシムルコトヲ得

船舶汽車ノ檢疫ヲ行フ場合ニ於テハ其ノ船舶若ハ其ノ船舶汽車ノ乗客乗組人ニシテ病毒感染ノ疑アル者ヲ必要ノ時間停留シ及無償ニテ當該吏員又ハ醫師ヲ船舶汽車中ニ乗込マシムルコトヲ得
船舶汽車ノ檢疫ニ於テ發見シタル患者ハ其ノ地市町村立ノ傳染病院又ハ隔離病舎ニ収容治療セシムルコトヲ得市町村ハ相當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得但之カ爲特ニ要シタル費用ハ地方長官ニ請求スルコトヲ得
前各項ノ外檢疫委員ノ設置及船舶汽車ノ檢疫ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 地方長官ハ傳染病豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ノ

全部又ハ一部ヲ施行スルコトヲ得

- 一、傳染病患者ノ有無ヲ檢診セシムルコト
- 二、市街村落ノ全部又ハ一部ノ交通ヲ遮斷スルコト
- 三、祭禮、供養、興行、集會、等ノ爲メ人民ノ群集スルヲ制限シ若ハ禁止スルコト
- 四、古着、襪襪、古綿其ノ他病毒傳播ノ虞アル物件ノ出入ヲ制限シ若ハ停止シ又ハ其ノ物件ヲ廢棄スルコト
- 五、傳染病毒傳播ノ媒介トナルヘキ飲食物ノ販賣授受ヲ禁止シ又ハ之ヲ廢棄スルコト
- 六、船舶ニ醫師ノ雇入ヲ命シ又ハ汽車船舶若ハ多數人民ノ集合スル場所ニ豫防上必要ノ設備ヲ爲サシムルコト
- 七、清潔方法、消毒方法ノ施行ヲ命シ及井戸、上水、溝渠、芥溜

剛面ノ新設改築變更若ハ廢止ヲ命シ又ハ其ノ使用ヲ停止スルコト
八、一定ノ場所ノ漁撈、游泳又ハ其ノ水ノ使用ヲ必要ナル日時間
制限シ若ハ停止スルコト

第二十條 諸官廳、集治監及官立ノ學校、病院、製造所等ニ傳染病
發生シ若ハ發生ノ虞アルトキハ其ノ首長ハ地方長官ト協議シ此ノ
法律ニ準シ豫防方法ヲ施行スヘシ
陸海軍所屬ノ部隊、軍艦等ニ傳染病發生シ若ハ發生ノ虞アルトキ
ハ其ノ首長ハ此ノ法律ニ準シ各其ノ所定ノ規則ニ依リ又必要アル
場合ニ於テハ地方長官ト協議シ豫防方法ヲ施行スヘシ

第二十一條 左ノ諸費ハ市町村ノ負擔トス

- 一、豫防委員ニ關スル諸費
- 二、市町村ニ於テ施行スル清潔方法消毒方法及種痘ニ關スル諸費
- 三、豫防救治ノ爲雇入タル醫師其ノ他ノ人員並豫防上必要ナル器

具藥品其ノ他ノ物件ニ關スル諸費

- 四、傳染病院、隔離病舎、隔離所及消毒所ニ關スル諸費
- 五、豫防救治ニ從事シタル者ニ給スヘキ手當、療治料及其ノ遺族
ニ給スヘキ扶助料、弔祭料
- 六、第八條ニ依レル交通遮斷ニ關スル諸費及交通遮斷ノ爲又ハ一
時營業ヲ失ヒ自活シ能ハサル者ノ生活費
- 七、市町村内ニ於テ發見セル傳染病貧民患者並死者ニ關スル諸費
其ノ他市町村ニ於テ施行スル豫防事務ニ關スル諸費

第二十二條 左ノ諸費ハ府縣稅又ハ地方稅ノ負擔トス

- 一、檢疫委員ニ關スル諸費
- 二、船舶又ハ汽車ノ檢疫ニ關スル諸費
- 三、第十九條第二ニ依レル交通遮斷ニ關スル諸費及交通遮斷ノ爲
自活シ能ハサル者ノ生活費

其ノ他府縣ニ於テ施行スル豫防事務ニ關スル諸費

第二十三條 地方長官ハ衛生組合ヲ設ケ清潔方法消毒方法其ノ他傳染病ノ豫防救治ニ關シ規約ヲ定メシメ之ヲ履行セシムルコトヲ得
市町村ハ其ノ市町村内ノ衛生組合ニ於テ傳染病豫防救治ノ爲支出スル費用ノ全部又ハ一部ヲ補助スルコトヲ得

第二十四條 第二十一條第二十三條第二項ノ支出ニ對シテハ命令ノ規定ニ從ヒ府縣稅又ハ他方稅ヨリ市町村ニ補助スヘシ

第二十六條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ清潔方法、消毒方法ヲ施行スヘキ義務者之ヲ施行セス又ハ之ヲ施行スルモ當該吏員ニ於テ充分ナラスト認ムルトキ及必要ノ期限内ニ施行シ得スト認タルトキハ當該吏員之ヲ施行シ其ノ費用ハ市町村ヲシテ支辨セシムルヘシ此ノ場合ニ於テ市町村ハ其費用ヲ義務者ヨリ追徴スルコトヲ得

私人ニ於テ前ノ費用ヲ指定ノ期限内ニ納付セザルトキハ國稅滯納處分ニ關スル規程ニ依リ之ヲ徵收ス

第二十七條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ市町村又ハ私人ニ於テ施爲スヘキ事項ヲ施爲セス若ハ之ヲ施爲スルモ充分ナラスト認ムルトキ又ハ必要ノ期限内ニ施爲シ得スト認ムルトキハ地方長官ハ府縣稅又ハ地方稅ヲ以テ之ヲ施行シ其ノ費用ヲ市町村又ハ私人ヨリ徵收スルコトヲ得
私人ニ於テ前項ノ費用ヲ指定ノ期限内ニ納付セザルトキハ國稅滯納處分ニ關スル規程ニ依リ之ヲ徵收ス

第二十八條 第二十六條第二十七條ノ費用追徴ニ關シ不服アル私人ハ訴訟法ニ依リ訴訟スルコトヲ得

第二十九條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ當該吏員ノ指示命令シタル事項ヲ指定ノ期限内ニ履行セザル者ハ五圓

以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十條 醫師傳染病患者ヲ診斷シ若ハ其ノ死體ヲ檢察シタル後十
二時間以内ニ届出ヲ爲サス又ハ虚偽ノ轉歸届ヲ爲シタルトキハ五
圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條 第四條第五條第一項第九條第十條第十一條第一項第十
二條ニ違背シタル者第五條第二項ニ依リ清潔方法及消毒方法ヲ施
行セサル者交通遮斷ヲ犯シタル者又ハ醫師ニ請託シテ第三條ノ届
出ヲ妨ケタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

第三十二條 此ノ法律中ノ規程ニシテ其ノ準用シ得ヘキモノヲ除ク
外北海道沖繩縣ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
此ノ法律中市町村ニ關スル規程ニシテ其ノ準用シ得ヘキモノヲ除
ク外市町村制ヲ施行セサル地ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之

ヲ定ム

第三十三條 海外諸港及臺灣ヨリ來ル船舶ニ對シ施行スル檢疫ハ別
ニ定ムル所ニ依ル

第三十四條 此ノ法律ノ施行スル爲ニ必要ナル規程ハ命令ヲ以テ之
ヲ定ム

第三十五條 此ノ法律ノ施行ハ明治三十年五月一日ヨリ施行ス但第
二十四條及第二十五條ハ明治三十一年四月一日ヨリ施行ス

第三十六條 明治十三年布告第三十四條傳染病豫防規則ハ此ノ法律
施行ノ日ヨリ廢止ス

○傳染病豫防施行規則

明治三十年五月内務省令第十一號

第一條 警視總監府縣知事ハ其ノ管内ニ傳染病流行ノ兆アリト認ム

ルトキ及傳染病豫防法一條ニ掲クル八病ノ外同法ニ依リ豫防方法ノ施行ヲ必要ト認ムル傳染病發生シタルトキハ其ノ性狀ヲ記シテ速ニ内務大臣ニ申報スヘシ但前段ノ場合ニ於テハ鄰接若クハ船舶汽車交通ノ地警視廳府縣廳最寄廳最寄兵港灣ニ碇泊ノ軍艦等ニ通報スヘシ

第二條 市町村長區長沖繩縣ノ區長以下之ニ倣フ戸長戸長ニ準スヘキ者ヲ含ム以下之ニ倣フ又ハ豫防委員ニ於テ傳染病豫防法第三條ノ届出ヲ受ケタルトキハ互ニ通報シ且警察官吏ニ通報スヘシ但市町村長又ハ戸長ニ於テ届出又ハ通報ヲ受ケタルトキハ郡役所島廳ニ報告シ郡長市長島司又ハ區長ハ府縣廳ニ報告スヘシ市町村長區長戸長又ハ豫防委員ニ於テ傳染病豫防法第四條ノ届出ヲ受ケ又ハ傳染病アルコトヲ知リタルトキハ市町村長區長戸長又ハ豫防委員ニ通報スヘシ但警察署又ハ分署ヨリ府縣廳東京市ハ警

視廳ニ報告スヘシ前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ醫師ヲシテ診斷セシムルコトヲ得

第四條 市町村長區長戸長又ハ豫防委員第二條ニ依リ傳染病ノ届出又ハ通報ヲ受ケ又ハ傳染病アルコトヲ知リタルトキハ直ニ其ノ家ニ臨ミ清潔方法消毒方法ヲ施行セシムヘシ但警察官吏衛生官吏郡吏員島司員又ハ檢疫委員ハ市町村長區長戸長又ハ豫防委員ヲ指示シ其ノ事務ニ従事スヘシ

第五條 市町村長區長戸長又ハ豫防委員ハ豫防上必要ト認ムルトキハ傳染病患者ヲ傳染病院又ハ隔離病舎ニ入ラシメ健康者ハ隔離所ニ入ラシムヘシ但警察官吏衛生官吏郡吏員又ハ檢疫委員ハ市町村長區長戸長又ハ豫防委員ヲ指示シテ其ノ事務ニ従事スヘシ

第六條 警察官吏又ハ檢疫委員ハ傳染病豫防法第八條第二ニ依リ左ノ日時間交通ヲ遮斷スルコトヲ得但第十九條第二ニ依リ交通ヲ遮斷

スル時ニ府縣知事(東京府ハ警視總監)ノ命アル場合ニ限ル

虎列刺

赤痢

患者又ハ死体アル間又患者ハ入院若クハ入舎セシメ又ハ患者

治癒若クハ死亡シタル後消毒方法ノ施行ヲ了リタル時ヨリ起

算シ滿五日間

發室扶斯

「ベスト」

患者又ハ死体アル間及患者ヲ入院若クハ入舎セシメ又ハ患者

治癒若クハ死亡シタル後消毒方法ノ施行了リタル時ヨリ起算

シ滿十日間但傳染病豫防法第十九條第二ノ場合ニ於テハ尙十

日間以内繼續スルコトヲ得明治三十二年十二月内務省令第五

十五號)

前項ノ場合ニ於テ市町村長區長戸長又ハ豫防委員ハ警察官吏又ハ

檢疫委員ノ指示ヲ受ケテ交通庶斷ニ關スル事務ニ従事スヘシ

第七條

左ノ場合ニ於テハ書面又ハ口頭ヲ以テ警察官吏市町村區長

戸長檢疫委員又ハ豫防委員ノ認可ヲ受クヘシ但第一ノ場合ニ於テ

ハ認可ヲ爲シタル吏員ヨリ患者又ハ死体ヲ移スヘキ地ノ吏員ニ通

報スヘシ

一、傳染病豫防法第九條ニ依リ傳染病患者及其ノ死体ヲ他ニ移サ

ントスルトキ

二、傳染病豫防法第十條ニ依リ傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑ア

ル物件ヲ使用授與移轉遺棄又ハ洗滌セントスルトキ

三、傳染病豫防法第十一條第二項ニ依リ傳染病患者ノ死体ヲ二十

時間内ニ埋葬セントスルトキ

第八條 傳染病豫防法第九條第十條及第十一條第一項ノ場合ニ於テ